

第4次 函館市地域福祉計画

（2019年度～2028年度）

函 館 市

はじめに

市長写真

.....

2019年3月

函館市長 工藤 壽 樹

目 次

はじめに

I 計画策定の趣旨等

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	社会福祉法の改正について	2
3	地域福祉とはなにか	3
4	計画の位置付け	3
5	計画の期間	3

II 地域福祉計画と他施策との関係

1	福祉のまちづくり条例との関係	4
2	既存計画等との関係	4

III 地域福祉を取り巻く現状

1	函館市の現状	7
	(1) 人口と高齢化率等の状況	7
	(2) 世帯の状況	9
	(3) 出生数と死亡数の状況	10
	(4) 障がいのある方の状況	11
	(5) 生活保護受給者数の状況	13
	(6) 町会加入率の状況	13
	(7) ボランティア登録者の状況	14
	(8) NPO法人の状況	14
	(9) 虐待に関する状況	15
2	計画策定のための取組み	16

IV 地域福祉計画の基本理念および基本目標等

1	地域福祉計画の基本理念	26
2	地域福祉計画の基本目標	27

V 地域福祉計画の基本施策

1-1	地域住民等が集う拠点づくり	30
1-2	地域福祉活動の活性化	32
1-3	支援関係機関の連携	34
2-1	制度の狭間の課題への対応	36
2-2	権利擁護に対する支援	38
2-3	適切なサービスの提供	42
2-4	生活困窮世帯への支援	44
2-5	自殺防止のための対策	46
3-1	地域福祉に対する意識の醸成	48
3-2	新たな人材の養成	49
3-3	積極的な情報発信	51
	あとながき	52

◆資料編

・	計画策定の経過	53
・	函館市地域福祉計画策定委員会設置要綱	54
・	函館市地域福祉計画策定委員会委員名簿	56

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面するなか、地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化が進み、またインターネット等の普及により生活環境が大きく変化し、価値観の多様化によって世代間に意識の違いが広がるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、引きこもりや支援拒否などによる社会からの孤立、虐待、暴力などの社会問題や、ダブルケア（育児と介護が同時進行している状態など）、8050問題（80代の親と引きこもる50代の子どもの経済的、精神的な問題）のような複合化・複雑化した課題を抱えている世帯が顕在化するなど、分野ごとの相談体制では対応が困難な、様々な地域生活課題（※1）が生じています。

こうした課題の解決に向けては、地域住民一人ひとりが自らの課題として捉えながら様々な地域資源を活用し、「支え手」「受け手」という関係を超えて主体的に活動することがこれまで以上に求められています。

本市においても、行政・地域住民等（※2）が問題意識を共有しながら連携を図ることで、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができる「共に支えあう社会」の構築をさらに進めていくため、今回、第4次函館市地域福祉計画を策定しました。

※1 地域生活課題とは

福祉サービスを必要とする地域住民およびその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態もしくは要支援状態になることの予防または要介護状態もしくは要支援状態の軽減もしくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労および教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの各般の課題。

※2 地域住民等とは

社会福祉法第4条では、地域福祉を推進する主体として「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者」が定義されています。

【地域住民等の具体的な例】

- ・ 地域住民
- ・ 当事者団体
- ・ 町会・自治会・地縁型組織等
- ・ 一般企業，商店街等
- ・ 民生委員・児童委員，在宅福祉委員等
- ・ ボランティア，ボランティア団体
- ・ 特定非営利活動法人（NPO），住民参加型在宅サービス団体等
- ・ 農業協同組合，消費生活協同組合等
- ・ 社会福祉法人，社会福祉協議会等
- ・ 保健・医療・福祉の専門職等
- ・ 福祉関連民間事業者（シルバーサービス事業者等）
- ・ その他諸団体

2 社会福祉法の改正について

改正された社会福祉法（平成30年4月1日施行）では，第4条第2項で，地域住民等は，地域に暮らす人々が抱えている様々な地域生活課題を本人のみならず世帯全体に着目して把握するとともに，支援関係機関と連携し解決を図るよう特に留意する旨規定されました。

また，市町村については，第6条第2項でこれらの課題の解決を図ることを促進する施策，その他地域福祉の推進のための必要な各般の措置を講ずるよう努めることとされています。

具体的な市町村の責務として，第106条の3第1項で

- ①地域住民等が主体的に地域生活課題の解決を試みることができる環境整備
- ②地域生活課題を包括的に受け止める体制の整備
- ③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

を通じて，包括的な支援体制を整備する旨の努力義務が規定され，地域の力と公的な支援体制とがあいまって，地域生活課題の解決に向け体制整備を行っていくこととされたところです。

3 地域福祉とは何か

今回調査した「地域福祉に関する意識調査」結果では、住民の多くが自分たちが暮らしている地域には、様々な地域生活課題があると回答しています。

これらの課題を少しでも解決し、「共に支えあう社会」の構築をさらに進めるためには、まず私たち自身が地域社会の中で、大なり小なりお互いに支えあい、繋がりを持って生活していることを認識する必要があります。

地域福祉とは、地域に暮らす人たちが自らの意思で結びつきを強め、社会的孤立や排除をなくし、誰もが平等で、お互いの個性や特性を認め合いながら、様々な地域生活課題の解決に向けた取組みを継続して行うことです。

4 計画の位置付け

本計画は社会福祉法第107条に規定されている、「市町村地域福祉計画」に位置付けされるものです。

地域福祉の理念の普及に努めるため、平成16年度に函館市地域福祉計画を策定し、より具体的に取り組むため、平成20年度には第2次、平成25年度には第3次の函館市地域福祉計画を策定し、地域福祉コーディネーターの配置やモデル地区の指定により様々な取組みを実践したほか、各地域で地域福祉懇談会を開催し意見交換しながら地域福祉の理念の普及に努めてきましたが、今回、地域福祉のさらなる推進を図るため、第4次函館市地域福祉計画を策定するものです。

また、今回の地域福祉計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）も包含したものとなっています。

5 計画の期間

地域福祉の理念については、今後も変わることなく将来へ繋げていくべきものですが、地域全体に浸透させるには多くの時間が必要です。

そのため今回の計画については、2019年度から2028年度までの10か年とし、社会情勢の変化や前期の事業の進捗状況を踏まえ、中間年に評価することとします。

Ⅱ 地域福祉計画と他施策との関係

1 福祉のまちづくり条例との関係

福祉のまちづくり条例では、その目的を「すべての市民が安心して日常生活を営み、自らの意思で自由に行動し、真に豊かで、ゆとりと生きがいのある地域社会を築き上げていくため、あらゆる分野において障壁のないまちづくりに取り組んでいかななくてはならない」とし、市、事業者および市民は、この目的に向かって、連携・協力しながら取り組むこととしています。

したがって、福祉のまちづくり条例の目的を達成するためには、個人の特性や多様性を認め合い、住民が相互に支えあい、連携し合うことのできる仕組みづくりが不可欠ですが、この取組みこそ、地域福祉の推進そのものであることから、地域福祉計画と福祉のまちづくり条例がめざす姿は同じものです。

2 既存計画等との関係

本市の計画では、上位計画として函館市総合計画がありますが、その他に個別計画として高齢者や障がい者福祉、子ども・子育て支援、健康づくりに関する計画、さらに自殺防止対策に関する計画を策定し、目標量の設定やサービス提供体制の整備等を図るとともに地域の支えあいを推進してきました。

地域福祉計画は、これらの個別計画を内包する上位計画として位置付けられますが、数量的な目標等については個別計画で進捗管理することとし、個別計画では網羅できない課題への対応や包括的に取り組むべき方策についてまとめたものです。

また、地域福祉計画の推進にあたっては、函館市社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画との連携が不可欠となります。

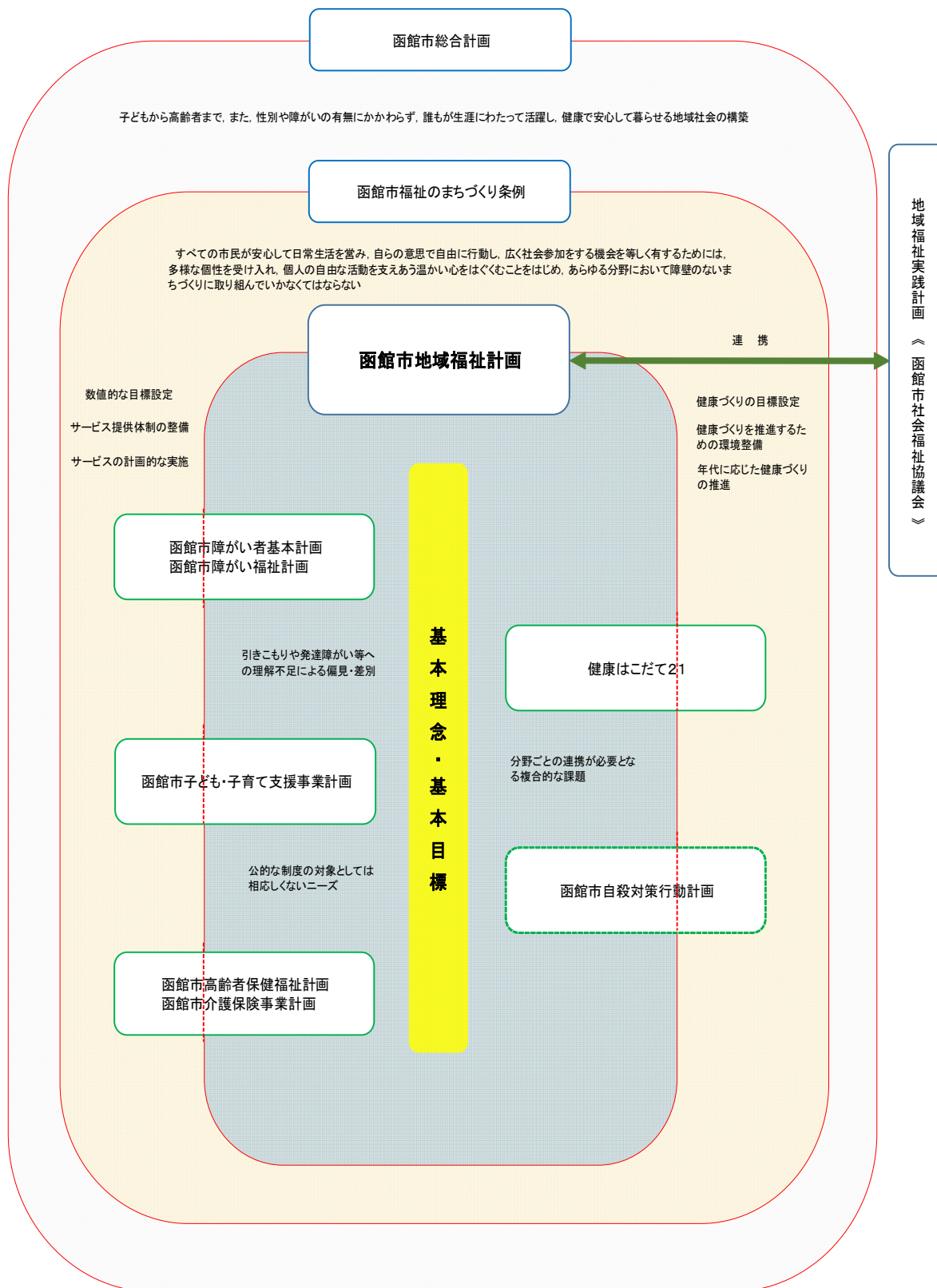
地域福祉実践計画は、函館市社会福祉協議会が地域住民やボランティア団体等との連携・協働により、地域福祉の担い手として主体的に行動する活動計画となっており、地域福祉計画の理念や仕組みの実現を支援する施策を盛り込むなど、地域福祉計画と連携を図り策定されています。

○地域福祉計画と既存計画等の計画期間

(年)

項 目		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028		
総合計画	基本構想					—————													
	実施計画					—————													
												————— 中間年に評価							
地域福祉計画								—————											
地域福祉実践計画								—————											
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画								—————											
障がい者基本計画						—————													
障がい者福祉計画								—————											
子ども・子育て支援計画						—————													
健康はこだて21		—————																	
自殺対策行動計画								—————											

○地域福祉計画と既存計画等との関係（イメージ図）



Ⅲ 地域福祉を取り巻く状況

1 函館市の現状

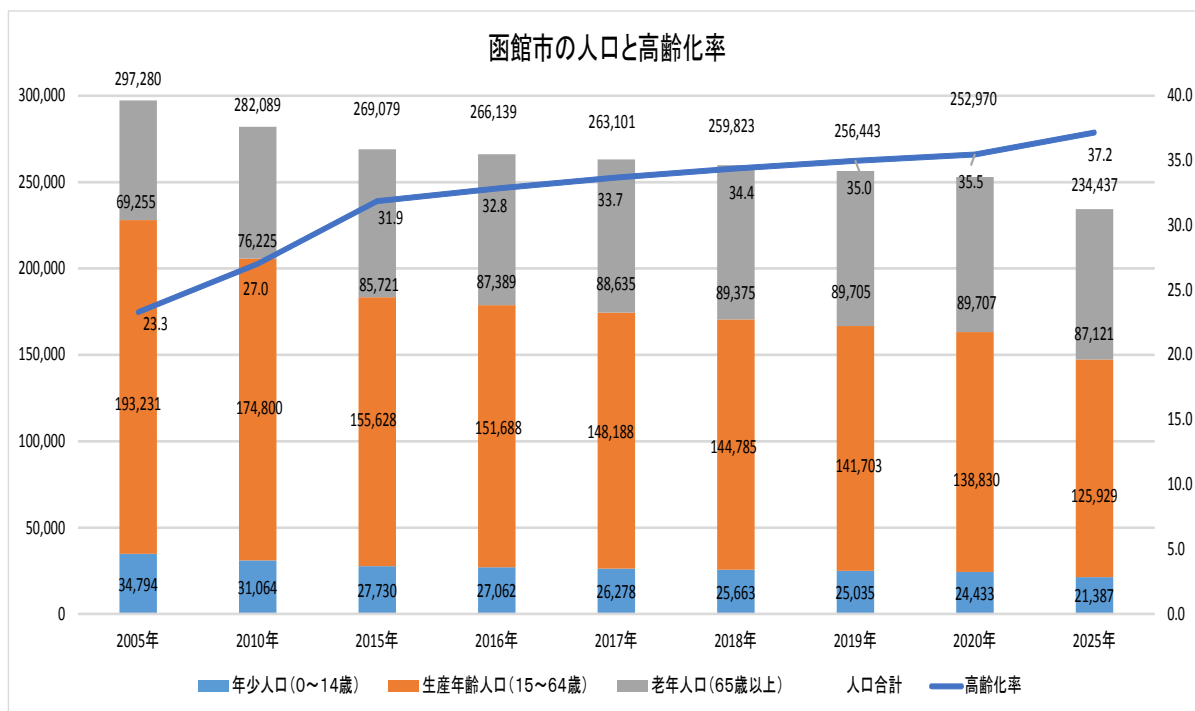
本市では、これまでも人口減少や少子高齢化が進んできておりますが、今後においてもそうした傾向が続くことが見込まれており、若い世代が高齢者を支えるという従来のあり方が困難になることが予想されます。

しかし、一方で、新たな地域福祉の担い手として期待されるボランティアについては、本市で実施している「介護支援ボランティアポイント事業」や「くらしのサポーター養成研修」の登録者およびNPO法人数は増加傾向にあり今後の活躍が期待されます。

(1) 人口と高齢化率等の状況

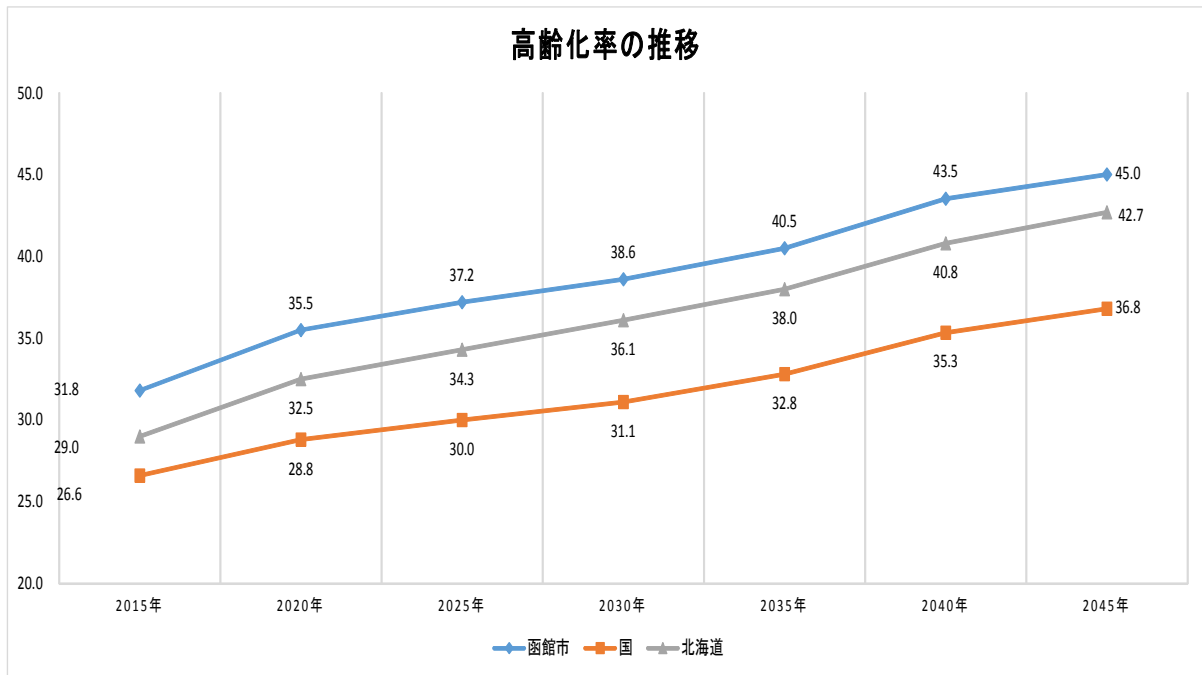
本市の人口は減少傾向にあり、2025年には234,437人になると推計されています。高齢者数（65歳以上）は、2020年をピークに減少に転じますが、高齢化率は上昇を続け、全国および全道と比較しても高い割合で推移し、認知症高齢者数についても同様に増加すると推計されます。

(人) (%)



【資料】函館市

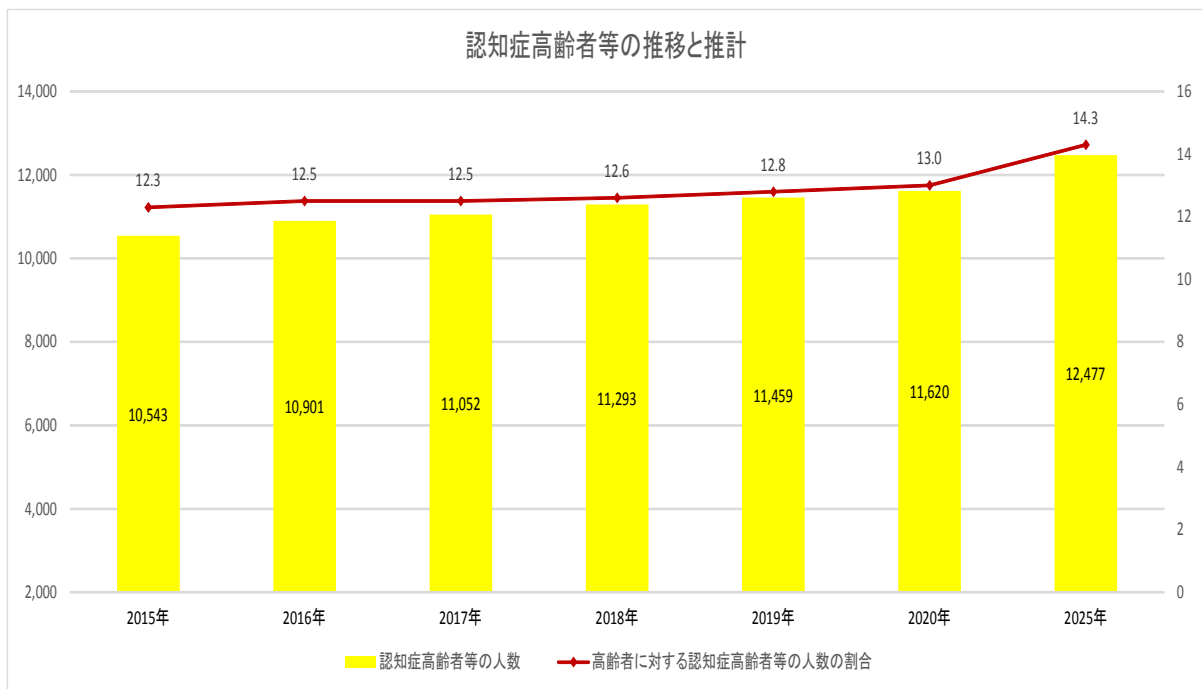
(%)



【資料】 国立社会保障・人口研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

(人)

(%)



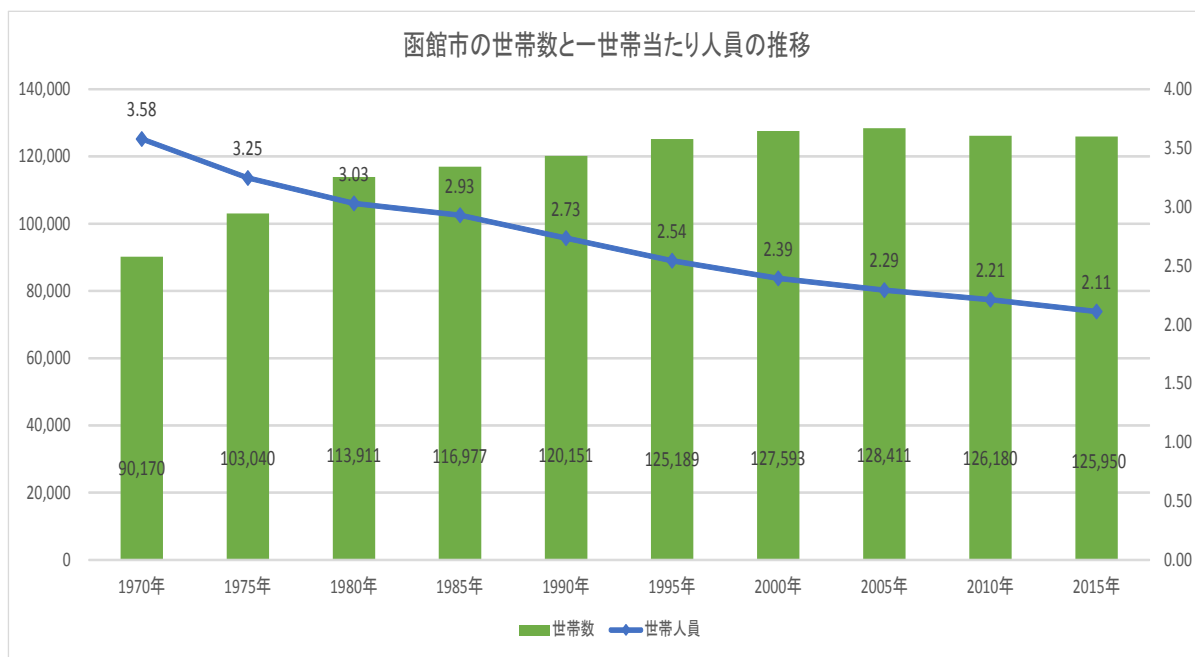
【資料】 函館市

(2) 世帯の状況

本市の世帯数は、2005年をピークに減少に転じましたが、一世帯あたりの人員は1970年以降減少が続いており、核家族化が進行しています。また、高齢者世帯の割合も増加しており、30年前の約3倍となっています。

(人)

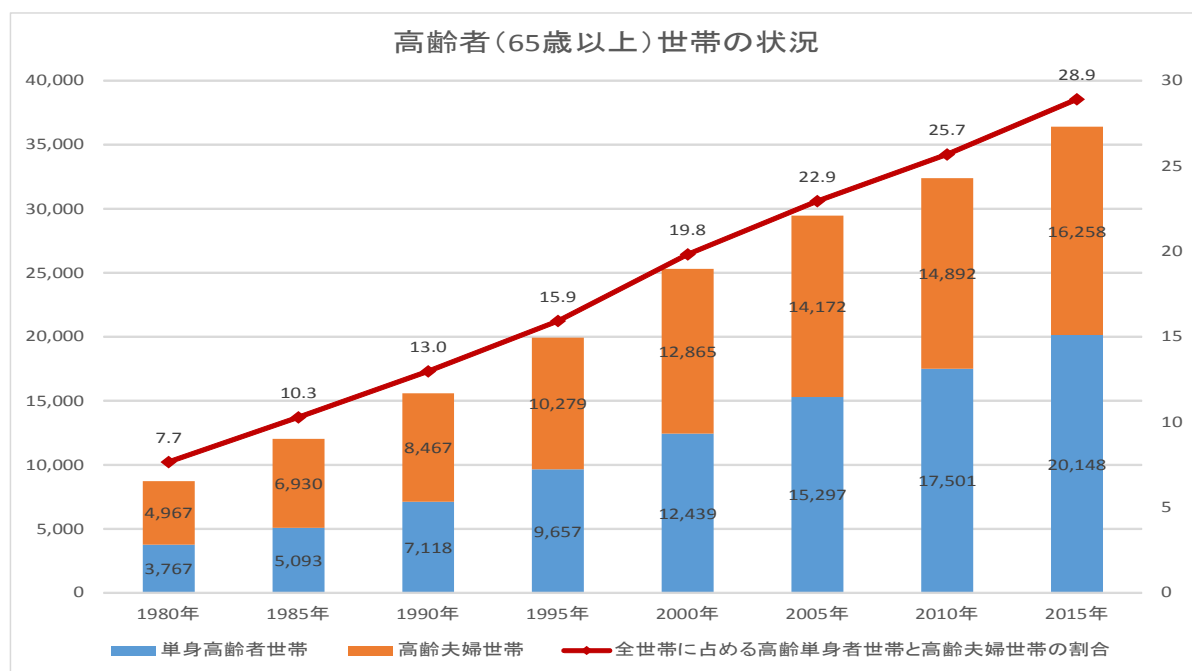
(世帯)



【資料】総務省「国勢調査」

(世帯)

(%)

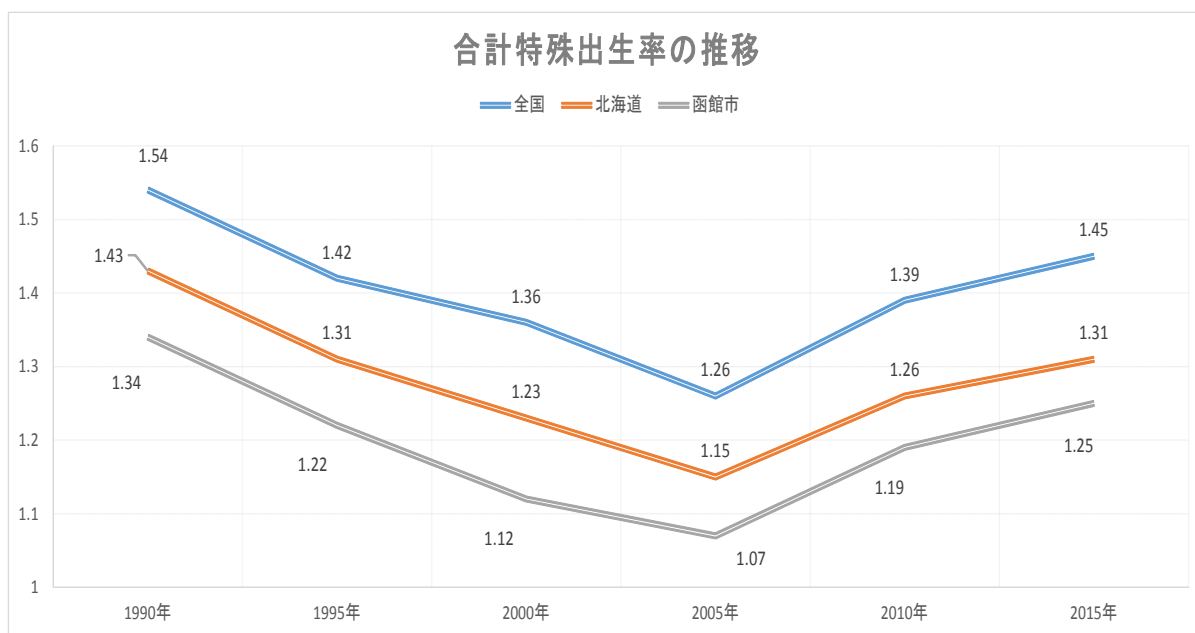


【資料】総務省「国勢調査」

(3) 出生数と死亡数の状況

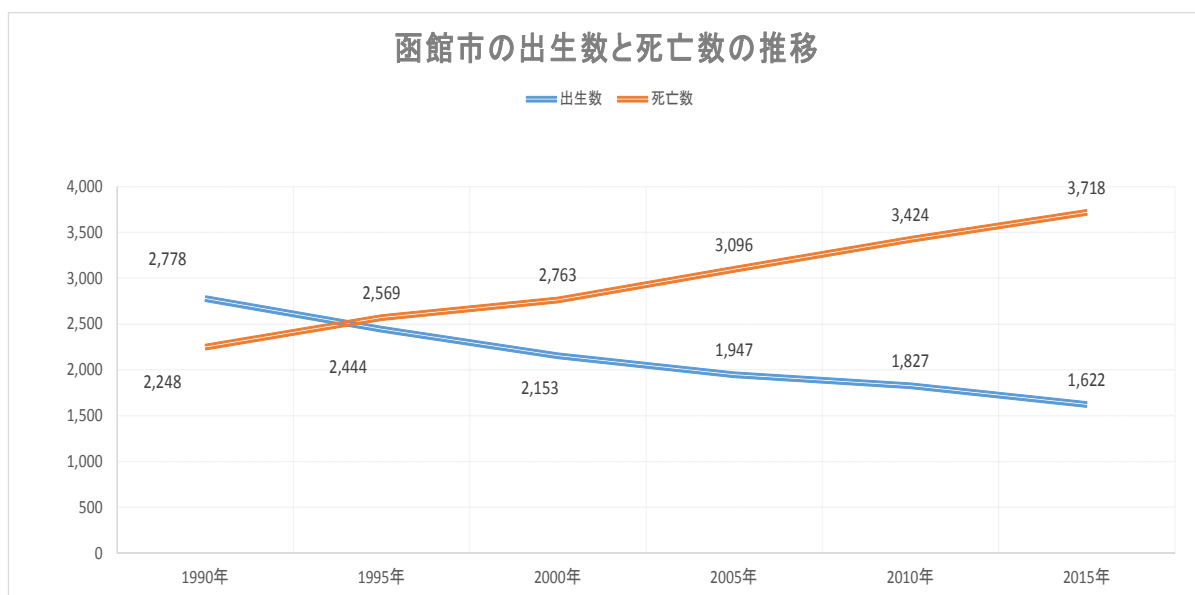
本市の合計特殊出生率（一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子供の数の平均）は2005年以降上昇傾向にあります。出産可能な世代の人口が減少していることにより出生数は減少し、1995年より死亡数が出生数を上回る状態が続いています。

(人)



【資料】 函館市

(人)

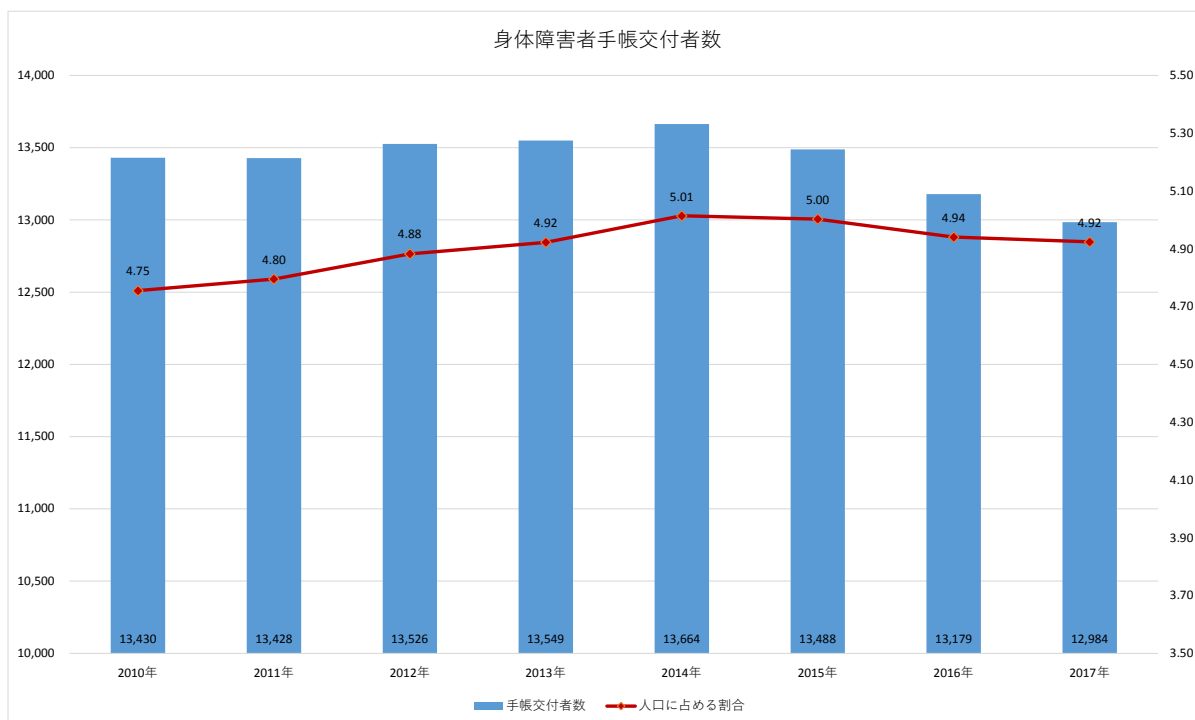


【資料】 函館市

(4) 障がいのある方の状況

本市の身体障害者手帳（身体の各機能に永続する障がいがあり、身体障害者福祉法別表に掲げる障がいに該当する方が対象：1～6級）交付数は、2014年をピークに減少していますが、療育手帳（知能指数が判定の結果一定の基準を下回る方が対象：A・B）、精神障害者保健福祉手帳（精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制約のある方が対象：1～3級）の交付数は年々増加しています。

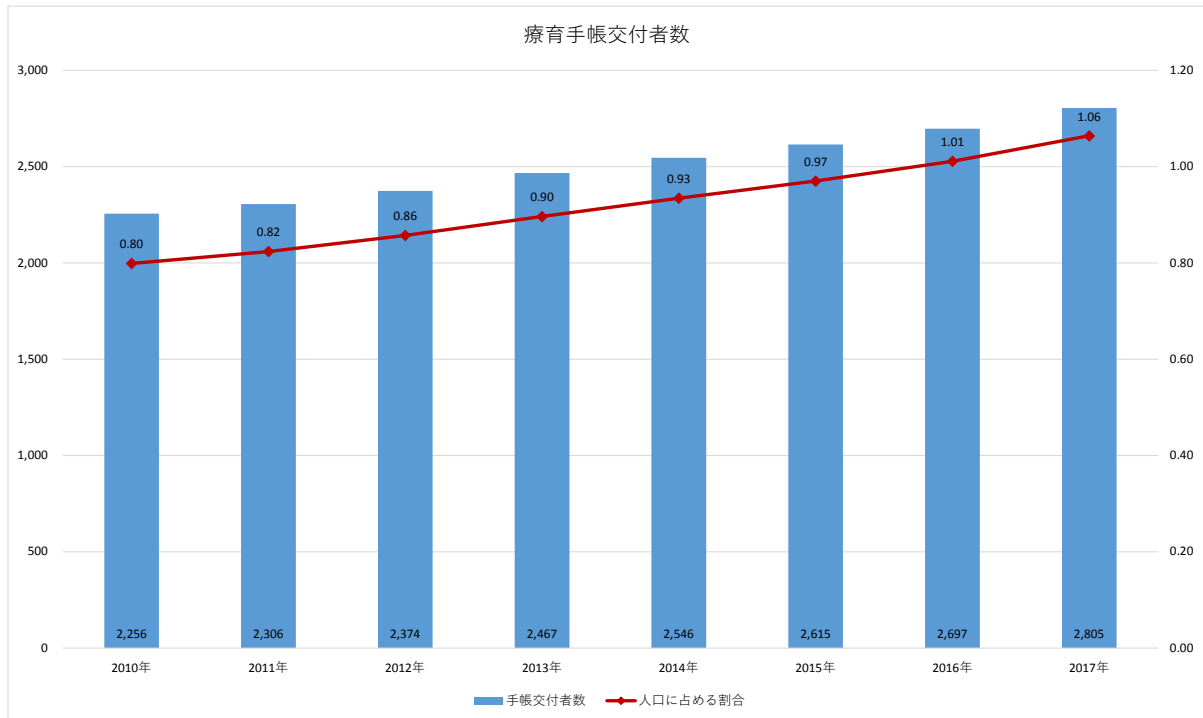
(人) (%)



【資料】函館市

(人)

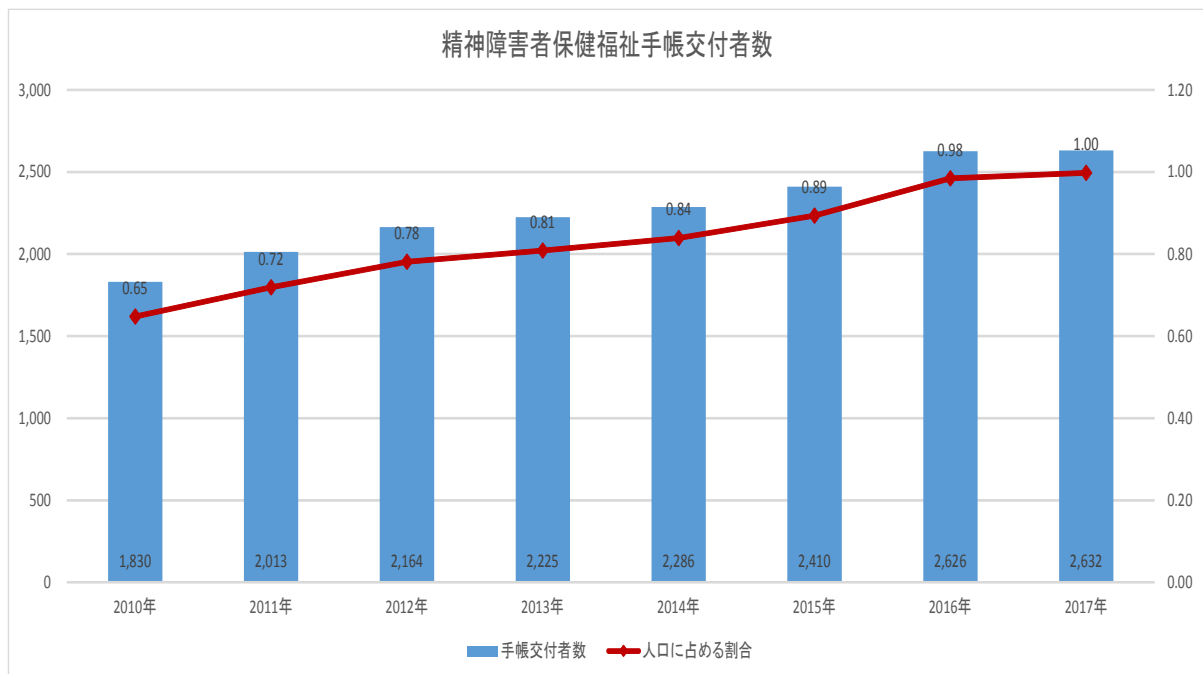
(%)



【資料】函館市

(人)

(%)

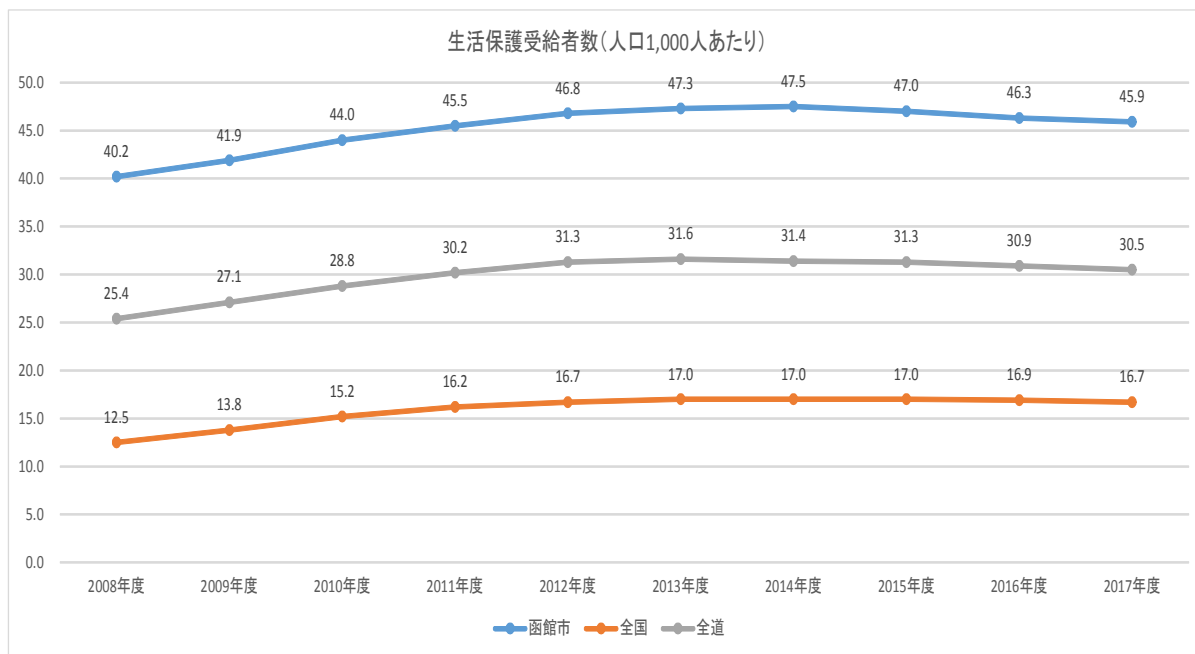


【資料】函館市

(5) 生活保護受給者数の状況

本市の生活保護受給者数は、全国および全道と比較して高い水準で推移しています。

(人)

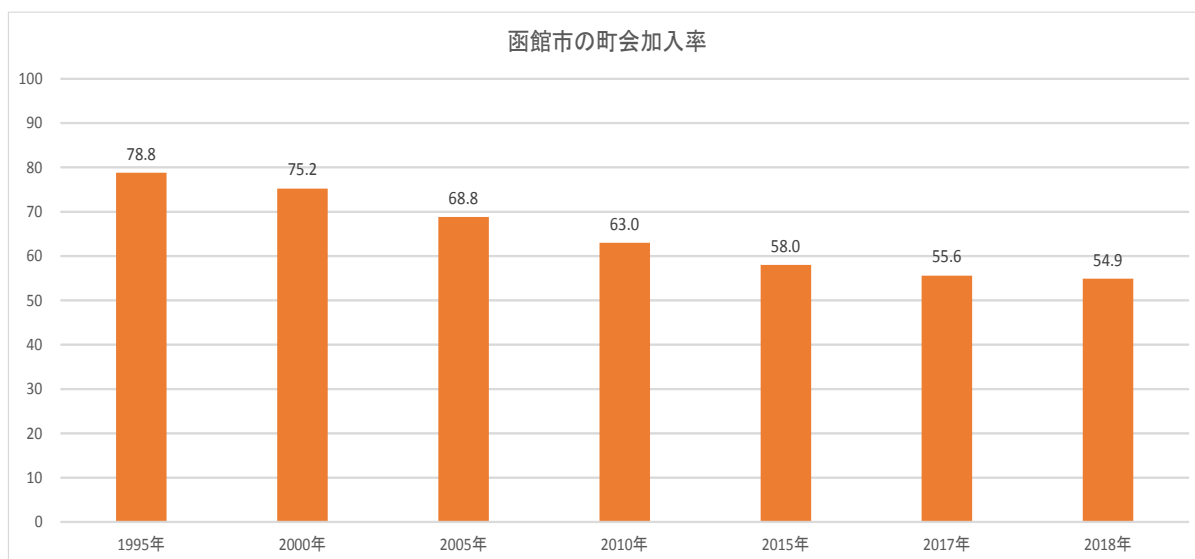


【資料】函館市

(6) 町会加入率の状況

本市の町会加入率は、年々減少しており、2018年では54.9%まで落ちています。

(%)



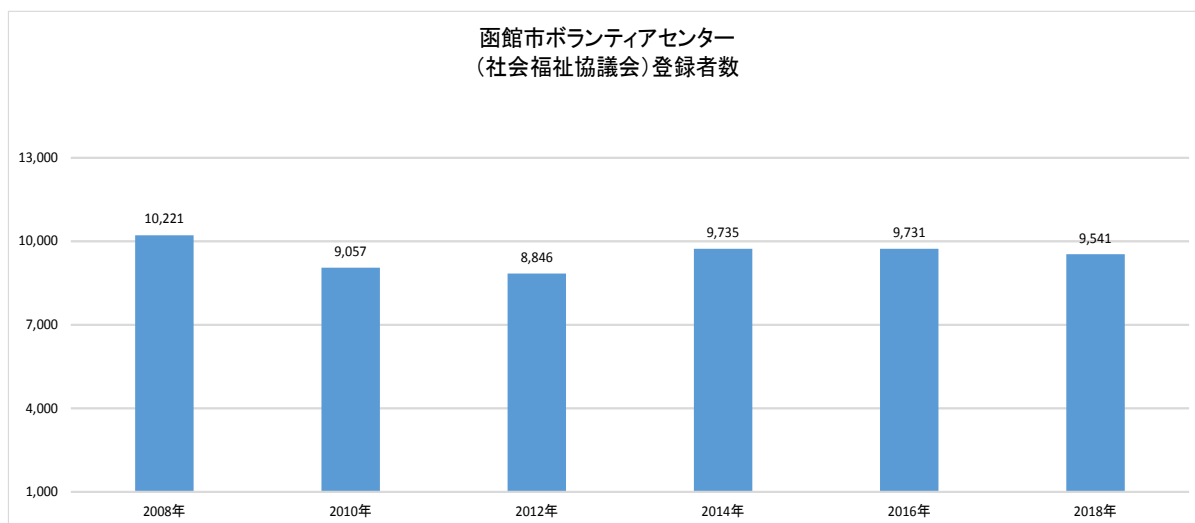
【資料】函館市

(7) ボランティア登録者の状況

函館市社会福祉協議会のボランティアセンター登録者数については、近年ほぼ横ばいとなっております。

そのほか、本市が平成26年度より開始した「介護支援ボランティアポイント事業」や平成28年度より開始した「くらしのサポーター養成研修」によるボランティア登録者数は計495名おり年々増加しています。

(人)

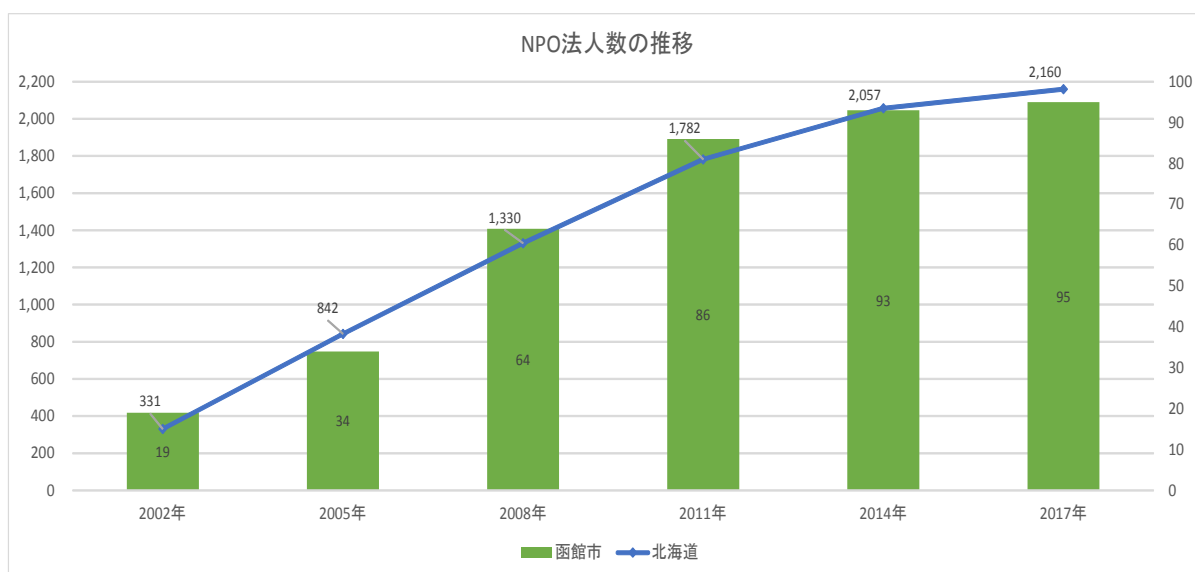


【資料】 函館市社会福祉協議会

(8) NPO法人の状況

本市のNPO法人数は、制度創設以降、年々増加しておりますが、近年はほぼ横ばいの状況となっております。

(法人)

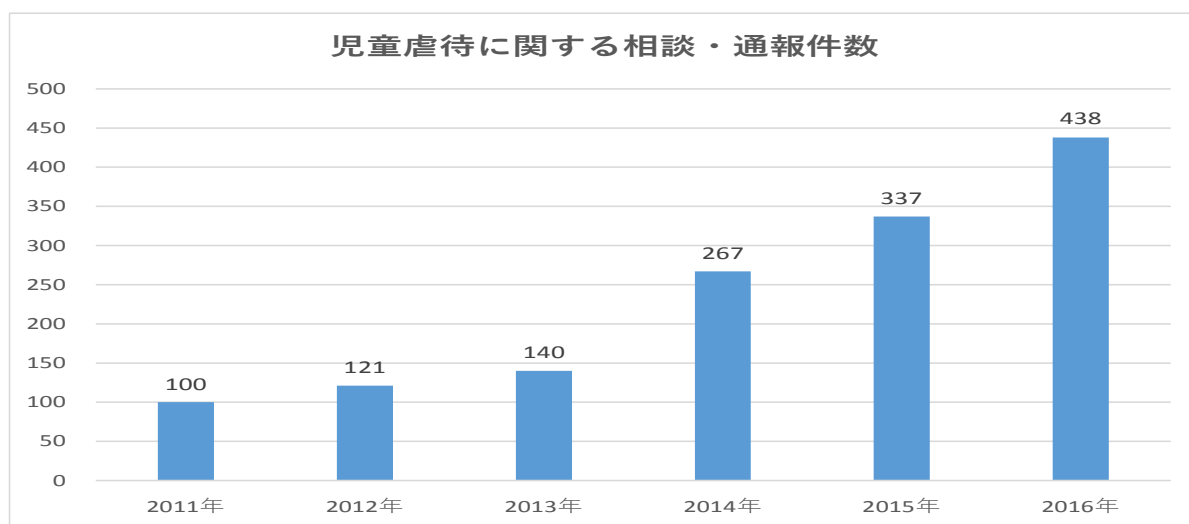


【資料】 北海道

(9) 虐待に関する状況

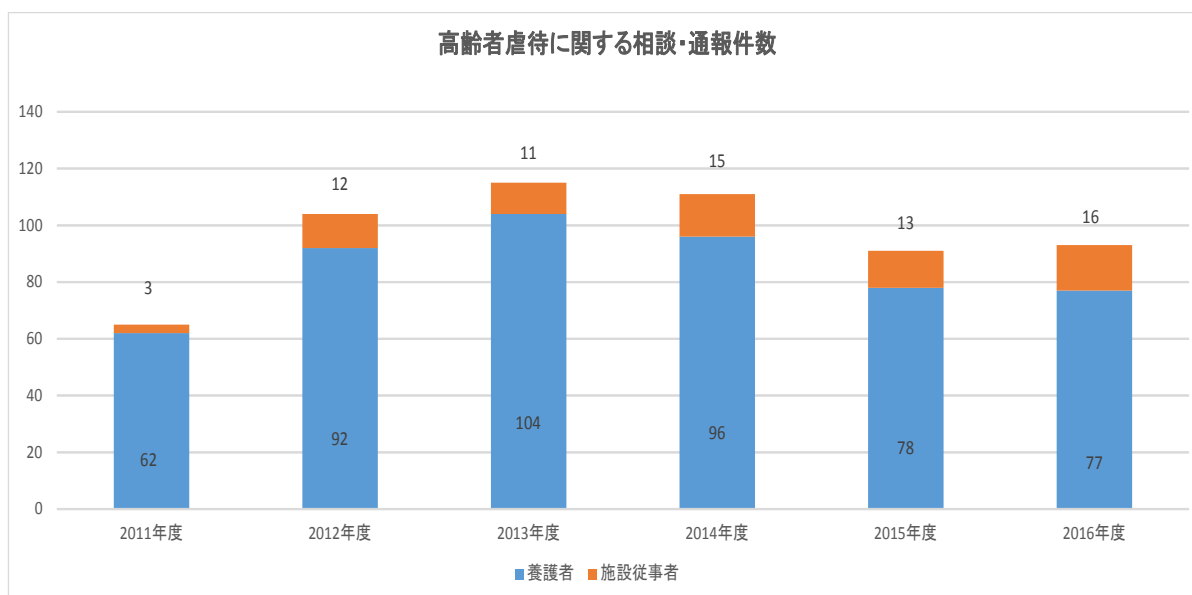
児童に関する相談・通報件数は著しく増加していますが、地域社会の虐待に関する意識の向上等による増加と考えられます。一方、高齢者については減少しています。また、障がい者に関する相談・通報件数は年間10件前後でほぼ横ばいとなっています。

(件)



【資料】函館児童相談所

(件)



【資料】函館市

2 計画策定のための取組み

(1) 地域福祉懇談会

① 開催目的

第3次函館市地域福祉計画に基づき、地域福祉の理念の普及に努めるとともに、地域福祉活動の課題や取り組み状況について意見交換を行うため実施しました。

② 開催時期

平成29年7月～12月

③ 開催地区

第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の日常生活圏域（東部第2地区は広域のため2回、東部4支所管内は地区ごと）において開催しました。（全14回）

④ 参集対象

町会（在宅福祉委員会）、民生委員・児童委員、地域の小中学校（PTA含む）、地域包括支援センター、地域福祉コーディネーター、高校生、大学生、地域福祉活動団体等

⑤ 主な意見

地域福祉懇談会で出された主な意見として、地域福祉活動では、担い手の高齢化や後継者不足により活動を縮小せざるを得ないことのほか、特定の役員や参加者のみでの集まりが多く、若い世代や子どもの交流ができていないことなどが、多くの地域で共通している課題として出されました。

また、本当に支援が必要と思われる人が自ら支援を求めないことも課題として挙げられ、その対応として訪問による安否確認を希望しない高齢者等に対しては近づきすぎない距離感を持った見守りが有効との意見もありました。

(2) 地域福祉に関する意識調査

隣近所に対する関心度や希望する関係性について、世代間による考え方の違いが顕著にあらわれており、若い世代ほど比較的軽い付き合いを望んでいることが見て取れます。また、若い世代の方は、ボランティアや地域活動に参加しない理由として、時間的な余裕がないことのほか、活動に関する知識や情報、始めるきっかけがないことを挙げており、そうした支援の必要性が明らかになりました。

さらに、企業における地域貢献活動への取組みについては、約8割の企業が何らかの地域貢献活動に取り組んでおり、また、多くの企業が行政、市民団体等との協働を望んでいるとの結果が出ています。

① 調査目的

市民の地域福祉に関する意識や取組み状況を調査することにより、当市における課題や問題点を整理し、平成30年度に策定する第4次地域福祉計画および第6期地域福祉実践計画に反映させるため実施しました。

② 調査内容

日常的な近所付き合いをはじめ、地域における福祉活動等の参加状況や福祉施策について調査を行いました。

③ 調査方法

無記名、選択式（一部自由記述）によるアンケート用紙を直接郵送および町会、学校を通じ配布、回収しました。

④ 調査対象

i 個人：20歳以上60歳未満の一般市民を無作為抽出 2,000名
60歳以上の町会加入の市民 183町会×6名=1,098名
市内の高校・大学・専門学校生 105名

函館大妻高等学校
北海道教育大学函館校
函館大学
函館大谷短期大学
函館臨床福祉専門学校

ii 企業等：従業員数が概ね30名以上の市内事業所を無作為抽出

150事業所

⑤ 回答数

i 個人：一般 1,224名 (回答率 39.5%)

学生 96名 (回答率 91.4%)

ii 企業等： 84事業所 (回答率 56.0%)

⑥ 調査実施時期

平成30年5月～7月

⑦ 調査結果報告書

学校法人野又学園 函館大学 准教授 大橋美幸氏, 国立大学法人 北海道教育大学函館校 准教授 外崎紅馬氏の協力により作成しました。

⑧ 主な調査結果

「地域福祉に関する意識調査」(一般用)

i あなたは、隣近所にどのような人が住んでいるか知っていますか？

《一つだけ○》

(人)

区 分		よく知って いる	ある程度知 っている	ほとんど知 らない	まったく知 らない	合 計
年代	20・30代	13 7.0%	91 49.2%	66 35.7%	15 8.1%	185 100.0%
	40～64歳	54 11.7%	295 64.0%	99 21.5%	13 2.8%	461 100.0%
	65～74歳	134 43.8%	161 52.6%	11 3.6%	0 0.0%	306 100.0%
	75歳以上	105 44.9%	121 51.7%	8 3.4%	0 0.0%	234 100.0%
	合 計	306 25.8%	668 56.3%	184 15.5%	28 2.4%	1,186 100.0%

ii あなたは、隣近所との付き合いでどのような関係が一番良いと思いますか？《一つだけ○》

(人)

区 分		普段から何でも話したり協力できる関係	何かあったときだけ協力し合える関係	挨拶程度の軽い付き合い	交流は特に必要ない	その他	合 計
年代	20・30代	31 16.8%	56 30.3%	83 44.9%	14 7.6%	1 0.5%	185 100.0%
	40～64歳	118 25.9%	158 34.6%	158 34.6%	21 4.6%	1 0.2%	456 100.0%
	65～74歳	160 52.6%	93 30.6%	50 16.4%	1 0.3%	0 0.0%	304 100.0%
	75歳以上	137 58.8%	64 27.5%	31 13.3%	1 0.4%	0 0.0%	233 100.0%
	合 計	446 37.9%	371 31.5%	322 27.3%	37 3.1%	2 0.2%	1,178 100.0%

iii あなたが居住している地域では、どのような生活課題があると思いますか？ 《あてはまる番号すべてに○》

区 分	人 数	% (n=1,224)
あいさつなど隣近所との付き合いが少ない	190	15.5%
子どもや若者が少ない	700	57.2%
人が集まれるような催しが少ない	284	23.2%
地域の情報が入ってこない	194	15.8%
空き家が増えた	401	32.8%
人が集まれるような拠点がない	192	15.7%
何か困ったことがあった場合の相談先が少ない	175	14.3%
高齢者、子ども、若者など世代間での交流が少ない	444	36.3%
見守りや雪かきなど何らかの手助けが必要な世帯が増えた	524	42.8%
暗い夜道など危険な場所が増えた	146	11.9%
外出の際の交通機関が少ない	298	24.3%
近所に買い物できる場所が少ない	317	25.9%
働く場所が少ない	229	18.7%
わからない	105	8.6%
その他	26	2.1%

iv あなたはボランティアや地域活動に参加したことがありますか
 《一つだけ○》

(人)

区 分	積極的に 参加して いる	時々参加 している	これから 機会があ れば参加 してみたい	以前参加 していた が、現在 は参加し ていない	参加した ことがな い	合 計
20・30代	3 1.6%	11 5.9%	26 14.0%	22 11.9%	123 66.5%	185 100.0%
40～64歳	41 9.0%	67 14.6%	49 10.7%	56 12.2%	246 53.6%	459 100.0%
65～74歳	166 54.4%	96 31.5%	9 3.0%	10 3.3%	24 7.9%	305 100.0%
75歳以上	130 56.0%	65 28.0%	3 1.3%	19 8.2%	15 6.5%	232 100.0%
合 計	340 28.8%	239 20.2%	87 7.4%	107 9.1%	408 34.5%	1,181 100.0%

- v 「以前参加していたが、現在は参加していない」、「参加したことがない」人のボランティアや地域活動に参加しない理由
 ≪あてはまる番号すべてに○≫

(人)

区 分	年 代			
	20・30代 (n=145)	40～64歳 (n=303)	65～74歳 (n=34)	75歳以上 (n=34)
時間的な余裕がないから	105 72.4%	214 70.6%	14 41.2%	9 26.5%
経済的な余裕がないから	32 22.1%	50 16.5%	4 11.8%	2 5.9%
健康や体力面の心配があるから	10 6.9%	49 16.2%	13 38.2%	25 73.5%
一緒に活動する仲間がいないから	30 20.7%	53 17.5%	3 8.8%	2 5.9%
地域にボランティアや地域活動の団体が ないから	17 11.7%	16 5.3%	3 8.8%	3 8.8%
活動に関する知識や情報がないから	49 33.8%	77 25.4%	6 17.6%	4 11.8%
始めるきっかけがないから	42 29.0%	77 25.4%	6 17.6%	7 20.6%
既に活動をしている人の中に加わりづ らいから	13 9.0%	20 6.6%	1 2.9%	1 2.9%
人づきあいが苦手だから	28 19.3%	61 20.1%	5 14.7%	2 5.9%
人づきあいがわずらわしいから	19 13.1%	37 12.2%	4 11.8%	0 0.0%
自分のことは自分で何とかすべきだ と思うから	2 1.4%	8 2.6%	3 8.8%	5 14.7%
興味・関心がないから	25 17.2%	48 15.8%	4 11.8%	1 2.9%
その他	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%

vi 次の法律・制度・条例や活動内容について知っていますか？

《あてはまる番号に○》

(人)

区 分	よく知っている	ある程度知っている	ほとんど知らない	全く知らない	未記入
障害者差別解消法	30 2.5%	290 23.7%	465 38.0%	342 27.9%	97 7.9%
育児・介護休業法	97 7.9%	525 42.9%	351 28.7%	163 13.3%	88 7.2%
成年後見制度利用促進法	80 6.5%	355 29.0%	403 32.9%	299 24.4%	87 7.1%
再犯防止促進法	29 2.4%	192 15.7%	506 41.3%	393 32.1%	104 8.5%
函館市社会福祉協議会	245 20.0%	415 33.9%	281 23.0%	224 18.3%	59 4.8%
函館市成年後見センター	69 5.6%	237 19.4%	426 34.8%	396 32.4%	96 7.8%
市民後見人	61 5.0%	240 19.6%	435 35.5%	394 32.2%	94 7.7%
生活困窮者自立支援制度	70 5.7%	321 26.2%	464 37.9%	285 23.3%	84 6.9%
地域包括支援センター	296 24.2%	405 33.1%	233 19.0%	223 18.2%	67 5.5%
町会	509 45.3%	411 36.6%	191 17.0%	74 6.6%	39 3.5%
民生委員・児童委員	349 28.5%	426 34.8%	241 19.7%	153 12.5%	55 4.5%
在宅福祉委員	299 24.4%	241 19.7%	358 29.2%	262 21.4%	64 5.2%
障害者相談員	63 5.1%	280 22.9%	481 39.3%	305 24.9%	95 7.8%
保護司	161 13.2%	401 32.8%	322 26.3%	270 22.1%	70 5.7%
子ども食堂	87 7.1%	424 34.6%	348 28.4%	286 23.4%	79 6.5%
はこだて若者サポートステーション	22 1.8%	122 10.0%	499 40.8%	491 40.1%	90 7.4%
函館いのちのホットライン	53 4.3%	328 26.8%	418 34.2%	338 27.6%	87 7.1%
地域福祉コーディネーター	33 2.7%	172 14.1%	475 38.8%	447 36.5%	97 7.9%
社会を明るくする運動	99 8.1%	237 19.4%	386 31.5%	421 34.4%	81 6.6%
函館市福祉のまちづくり条例	47 3.8%	241 19.7%	473 38.6%	382 31.2%	81 6.6%

「地域福祉に関する意識調査」（企業用）

- i 貴社は、地域貢献活動に取り組まれていますか？《一つだけ○》
 （付近の清掃や植栽等の美化活動など、地域での身近な活動も含みます。）

(人)

区 分	企業数	パーセント
現在、取り組んでいる	67	79.8%
今後、取り組んでいくため検討中	1	1.2%
以前取り組んでいたが、現在は取り組んでいない	3	3.6%
今のところ取り組む予定はない	7	8.3%
未定	5	6.0%
未記入	1	1.2%
合 計	84	100.0%

- ii 貴社において、地域貢献活動に対し活発に取り組むためにはどのような方策が必要だと思えますか？

《あてはまる番号すべてに○》

(社)

区 分	企業数	パーセント
活動する際に必要な手法などの情報提供の充実	38	45.2%
活動に関する相談窓口の充実	15	17.9%
企業同士が情報交換できる場の設定	12	14.3%
実際に活動できる場の情報提供	24	28.6%
企業と市民団体を結ぶコーディネート機能の充実	17	20.2%
資金提供や寄付を行える仕組みづくり	12	14.3%
わからない	9	10.7%
その他	0	0.0%

iii 貴社が地域貢献活動に取り組む場合、どのような形態が良いと思いますか？

《一つだけ○》

(社)

区 分	企業数	パーセント
それぞれの企業が単独で行う	14	16.7%
複数の企業が協力して行う	6	7.1%
企業と市民団体等が協働で行う	7	8.3%
企業と行政が協働で行う	11	13.1%
企業・行政・市民団体等が協働で行う	39	46.4%
わからない	6	7.1%
その他	0	0.0%
未記入	1	1.2%
合 計	84	100.0%

IV 地域福祉計画の基本理念および基本目標等

1 地域福祉計画の基本理念

本市では、これまで国が策定指針で示してきた（１）住民参加，（２）共に生きる社会づくり，（３）男女共同参画，（４）福祉文化の創造の４つの理念を基本理念として掲げ，地域福祉の推進を図ってきました。

今回，これらの視点を大切にしながら，さらに社会的孤立や排除をなくし，誰もが役割を持ち，共に支えあうことができる「地域共生社会」の重要性が国から示されましたが，この「地域共生社会」の実現のためには，行政をはじめ地域で暮らし活動している地域住民等が今まで以上に連携・協働し，地域生活課題を「我が事」として捉え，「丸ごと」受け止めながら解決に向け努力することが重要となります。

そのため，今回の地域福祉計画における基本理念は，これまで掲げていた４つの理念を踏まえ，さらに「地域共生社会」実現に向けた取組みを進めるため，誰もがわかりやすい表現に改めました。

- ・ **基本理念（案）** 「みんなで創る地域共生社会」
～誰もが笑顔で自分らしく暮らせる地域づくり～

2 地域福祉計画の基本目標

第4次の計画では、この基本理念実現のため、地域福祉懇談会や「地域福祉に関する意識調査」結果で把握した市の実情などを勘案しながら、本市として地域福祉を推進するために必要な3つの基本目標を定め、それぞれの目標を達成するための施策を推進することとします。

～ 基本目標1 「人と人がつながる地域づくり」 ～

本市の人口は今後も減少が続き、高齢化率については上昇していくと推計されるなど、少子高齢化の傾向がさらに強まっている現状となっています。

地域福祉懇談会では、世代間交流の必要性が意見として出され、また、「地域福祉に関する意識調査」結果でも、若い世代になるにつれて隣近所にどのような人が暮らしているのか知らなかったり、深い関係を望まないなど地域における人のつながりが薄れていくことが懸念されています。

そのため、世代を問わず地域に暮らす人と人のつながりを強めることが、地域福祉の推進を図るうえで重要となることから、「人と人がつながる地域づくり」を一つ目の基本目標に定めます。

～ 基本目標2 「安心して暮らせる地域づくり」 ～

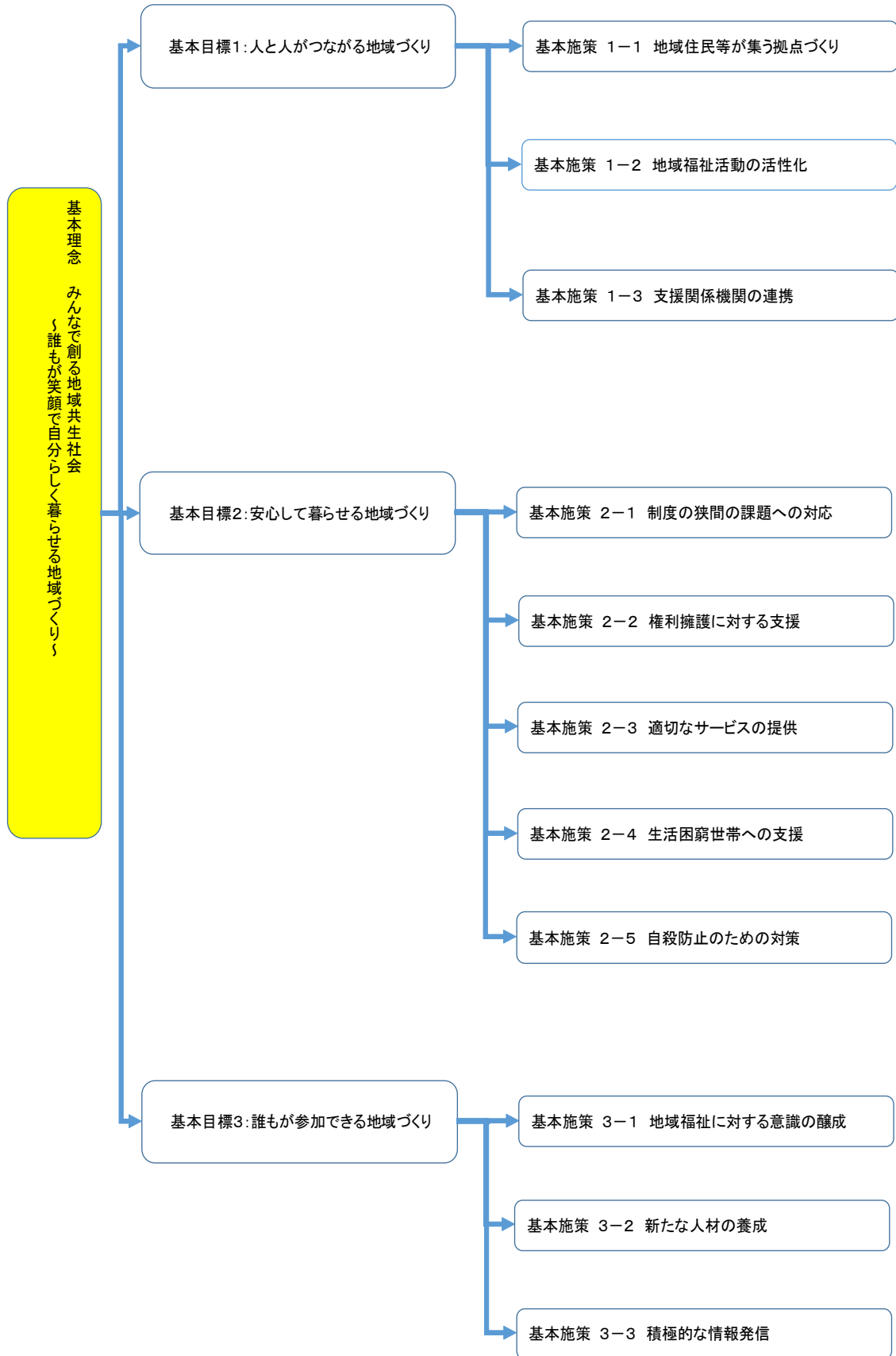
本市では、認知症高齢者や単身高齢者世帯等の増加など日常的な見守りや支援が必要な世帯が増えていくと考えられますが、地域福祉懇談会では支援が必要な人ほど声をあげないとの意見が出され、また、「地域福祉に関する意識調査」結果でも、地域の中で何らかの手助けが必要な世帯が増えていると多くの市民が回答しています。

そのため、地域社会で安心・安全に暮らしていくためには、地域にある身近な課題に対して、地域で気づき、地域全体で解決を図るほか、解決が難しい課題については支援関係機関につなぐなどの取組みが重要となることから、「安心して暮らせる地域づくり」を二つ目の基本目標に定めます。

～ 基本目標 3 「誰もが参加できる地域づくり」 ～

地域社会で行われている様々な地域福祉活動は、地域における重要な交流の場となっており、それらの活動がさらに活性化するためには、子どもから高齢者まで様々な世代が参加・協力できるような取組みが必要です。

地域福祉懇談会では、活動を継続する中で特定の役員や参加者のみの集まりとなっており、もっと子どもや若い世代に参加してほしいとの意見が出され、また、「地域福祉に関する意識調査」結果でも、若い世代ほどボランティアや地域活動に参加する割合が低くなってきていることから、「誰もが参加できる地域づくり」を三つ目の基本目標に定めます。



基本目標1 人と人がつながる地域づくり

基本施策 1-1 地域住民等が集う拠点づくり

現状と課題

本市は人口減少とともに高齢化が進み、外出が困難な高齢者や核家族化の進行により多世代の交流経験が少ない子どもが増加するなど、今後、地域においての住民同士のつながりがさらに希薄化することが懸念されています。

「地域福祉に関する意識調査」結果でも、世代間交流の少なさや、人が集まれるような催し物が少ないことなどが地域生活課題としてあげられています。

また、これまで地域福祉活動を担ってきた町会では、現在、加入者の減少や役員等の高齢化などにより、今までのような活動の継続が危惧されるとの声が増えています。

そのため、今後、地域社会において人と人とのつながりを築くためには、地域で誰もが気軽に参加し、多くの世代が交流できるような拠点づくりがこれまで以上に必要となります。

施策の方向性

このような状況の中で、現在、地域住民等が主体となり、町会館やお寺など既存の施設を活用しサロン活動や会食会、子ども食堂など地域の人が集うことができる拠点づくりの取組みが始まっている地域があるほか、日吉町に整備した福祉コミュニティエリア内の多世代交流センターでは、地域共生社会の実現に向けてボランティア等と連携した図書コーナーの設置や、障がい者団体の物販などが行われています。

地域で行われているこのような既存施設を活用した地域福祉活動は、敷居が低く誰もが気軽に立ち寄れる場として、地域社会では重要な交流の拠点となっていることから、その活用を推進します。

○既存施設等の活用

地域で有効活用できる地域福祉活動の拠点として、小・中学校の空き教室、社会福祉施設・民間企業を含めた利用可能な施設などの掘り起こしや情報提供に努めるとともに、老人福祉センターや地域包括支援センターで行っている健康体操やサークル活動などの拡充を促進します。

○住民主体による地域福祉活動の活性化

住民主体の地域福祉活動は、地域のつながりを強めるとともに世代間の交流を活発にするなど、地域住民が集う拠点として重要な役割を担っていることから、このような活動が多く地域に広がるよう、社会福祉協議会と連携しながら地域福祉活動の活性化に取り組めます。

○町会活動のあり方

若い世代の加入促進や効率的な運営方法等について、関係部局と連携を図りながら引き続き調査・研究を進め、将来的な町会のあり方を検討します。

子ども食堂の様子

別途取材し、掲載

基本目標1 人と人がつながる地域づくり

基本施策 1-2 地域福祉活動の活性化

現状と課題

地域福祉推進の中心的な役割を担う社会福祉協議会では、在宅福祉委員会を町単位に組織し、地域における訪問安否確認などの活動を行うとともに、地域福祉コーディネーターを2名配置し、モデル地区を中心にサロン活動や会食会などの住民主体の地域福祉活動の活動支援を行っています。

また、地域生活課題に対する身近な相談先としては、民生委員・児童委員が地域住民の一員として課題の解決に向けた支援やサービスのつなぎ役として活動しているほか、在宅福祉委員会とともに地域の高齢者や障がいのある方等に対して見守りや訪問安否活動を行っています。

さらに、市内10か所に設置している地域包括支援センターでは、町会をはじめ、民生委員・児童委員、在宅福祉委員等の地域住民と連携しながら高齢者の相談・支援を総合的に行っています。

しかし、町会役員や民生委員・児童委員、在宅福祉委員の高齢化等により、地域福祉活動の継続が難しくなっている状況があることから、新たな担い手の確保によりその活性化を促すことが必要です。

【本市における民生委員・児童委員数】

(人)

区分	男	女	計	割合
40代	11	11	22	3.1%
50代	25	68	93	13.2%
60代	94	225	319	45.3%
70代	111	159	270	38.4%
計	241	463	704	100.0%

(平成30年7月4日現在 定数：710 充足率：99.15%)

施策の方向性

在宅福祉委員や民生委員・児童委員については、現在、多くの役割を担っており、地域生活課題が多様化している中で、さらなる負担増を招かないためにも、社会福祉協議会が配置している地域福祉コーディネーターなどの効果的な活用が必要です。

また、企業に対する「地域福祉に関する意識調査」結果では、約80%の企業が何らかの地域貢献活動に取り組んでおり、その形態としては、約68%の企業が地域や行政との協働を望んでおりますので、こうした企業と連携することで地域福祉活動の活性化に努めます。

○地域資源の活用

地域で活躍しているボランティアやNPO法人等との連携や、地域包括支援センターに配置している生活支援コーディネーターの効果的な活用により、地域福祉活動の活性化を促すとともに新たな人材の養成（基本施策3-2参照）を進めることで担い手の確保にも努めます。

○企業との協働のあり方

地域住民等と企業との役割分担を含め、地域福祉活動に対する効果的な協働のあり方を検討します。

○地域福祉コーディネーターの効果的な活用

地域福祉活動が進んでいない地域に対し、社会福祉協議会が地域福祉コーディネーターの派遣を働きかけるなど効果的な活用を図ります。

地域福祉コーディネーターの活動

別途取材し、掲載

基本目標1 人と人がつながる地域づくり

基本施策 1-3 支援関係機関の連携

現状と課題

地域社会には、あらゆる分野の地域生活課題があり、また複数の分野にまたがるような複合的な課題も多くなっています。

本市では、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、民生委員・児童委員、在宅福祉委員会、町会など地域で活動している支援関係機関の連携が進んできており、様々な相談について適切な支援関係機関につなぐことのできるネットワークが構築されてきていますが、地域住民等からは、地域にある課題についてどこに相談して良いかわからないという声も聞こえています。

そのため、地域社会で今後さらに増加すると考えられる様々な地域生活課題の解決に向けては、地域の見守りや支えあいなどによる早期発見から適切な対応につなげるとともに、支援関係機関と地域のさらなる連携の強化が必要となります。

また、災害時における避難行動要支援者への対応については、地域における避難行動要支援者の把握や日常的な見守り、支援に向けた対応が重要となります。

施策の方向性

地域生活課題の解決に向けては、課題の早期発見から適切な対応につなげることが必要ですが、そのためには、地域で活動している様々な支援関係機関が連携を図ることが必要となることから、その強化に向けた施策に取り組みます。

○連携の強化

現在、市内の民間事業者等と地域見守り活動に関する協定を締結し、民間事業者等が業務中に支援や保護を求められた場合、または訪問先などで異変等を発見した際に、市に相談・通報することにより、迅速かつ適切な対応につなげられるよう協力体制の構築を図っています。

また、地域包括支援センター、成年後見センター、自立支援協議会などでは、それぞれ高齢者、判断能力が不十分な方、障がいのある方という対象者ごとに支援関係機関と連携を図りながら問題の解決に向け取り組んでいるほか、医療

・介護連携支援センターでは切れ目のないサービス提供体制を整備するため、分野を超えた連携体制の構築にも取り組んでいることから、今後さらにこれらの連携体制を強化し、地域生活課題の早期発見から適切な対応に努めます。

○身近な地域における支援関係機関

民生委員・児童委員，地域包括支援センターなど，地域住民等が支援関係機関のどこへ相談しても関係機関の連携によって適切な支援につながる支援体制の強化を図るとともに，地域住民が気軽に相談できるようわかりやすい情報発信に努めます。

○地域包括支援センターのあり方

現在の地域包括支援センターは，高齢者を対象とした地域包括ケアシステムの中核機関として総合的な支援業務を行っていますが，今後はさらに幅広い地域生活課題の相談支援機関としての機能が期待されます。

災害時における避難行動要支援者等への対応

高齢者や障がいのある方等については，防災知識の普及や災害時の情報提供，避難誘導，救護等防災の様々な場面において，その方の状況に応じたきめ細やかな対応が必要となることから，日常から地域住民等と連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

とりわけ，災害発生時において，特に支援が必要な避難行動要支援者については，函館市地域防災計画における避難行動要支援者名簿やひとり暮らし老人等緊急通報システム等に基づき行政，町会，民生委員・児童委員，地域包括支援センター，福祉関係事業者等と連携し迅速な安否確認等を行うとともに，避難所開設後については，避難している要支援者情報の把握や各避難所に相談窓口を設置するほか，必要がある場合は福祉避難所を開設するなど適切な支援を行います。

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

基本施策 2-1 制度の狭間の課題への対応

現状と課題

公的な福祉サービスについては、すでに対象者や分野ごとに整備されてきていますが、地域社会における地域生活課題は、公的サービスに馴染まないちょっとした困りごとや、分野ごとの支援関係機関の連携が必要となるような複合的な課題が増加しています。

本市でも、単身高齢者や認知症の方等に対する日常的なつながりの中での見守りや支えあい、引きこもりの方への居場所づくりや障がい疑われる場合の関係機関との連携、障がいのある方などの地域生活への移行の促進を図るうえで、地域社会で自分らしく安心して暮らせるよう差別や誤解をなくすための支援や啓発活動などがさらに重要となっています。

施策の方向性

「地域福祉に関する意識調査」結果では、日常生活を営むうえで何らかの手助けが必要な方が増えているとの回答が多いことがわかりますが、今後、地域社会では、公的サービスに馴染まないような地域生活課題がさらに増加していく懸念があることから、その対応に向けた施策に取り組めます。

○地域生活課題の把握等

高齢者の孤立を防ぎ、支援が必要な方を早期に把握するため、地域包括支援センターでは、介護サービス等を利用していない75歳以上の単身高齢者宅を訪問し心身や生活状況等の実態把握に努めているほか、民生委員・児童委員や在宅福祉委員会が見守りや訪問安否活動を行っています。

また、地域包括支援センターが主体となって地域ケア会議を開催し、これらの地域住民等と連携し、早急に福祉サービスが必要ではないが地域のつながりが必要な人やその他様々な地域生活課題の把握等に取り組んでいることから、今後においても地域や支援関係機関の連携による支援を必要とする方の早期発見に努めます。

○障がいのある方への支援

障がいの分野では、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を送れるよう基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所を設置し、地域の相談支援体制強化に努めるとともに、地域社会へのスムーズな移行が図れるよう支援関係機関との連携を図り、地域社会全体が障がい等への理解を深め差別がなくなるよう啓発活動に引き続き努めます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(障害者差別解消法)

障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を目指すため、平成28年4月に施行され、公共機関や事業者の障がいを理由とする不当な差別的な取り扱いの禁止や合理的配慮の提供を求める内容となっています。

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

基本施策 2-2 権利擁護に対する支援

現状と課題

認知症高齢者の増加や障がい者の地域生活への移行などの促進に伴い、このような方に対する日常生活の支援や権利の擁護などが社会問題となっており、本市では、このような判断能力の不十分な方を支援するため、成年後見制度における相談・支援のワンストップ窓口として函館市成年後見センターを開設したほか、制度利用のための費用助成や市長申立などを通じて制度の普及や利用促進を図ってきました。

また、子どもを含めた虐待の防止については、障がい者虐待防止センター、要保護児童対策地域協議会の設置や函館市要援護高齢者・障がい者対策協議会を開催し、関係機関との連携を強化しながら適切な対応に努めてきました。

その中でも、児童虐待の相談対応件数が増加していますが、この要因として近年の市民意識の向上や児童が同居する家庭におけるドメスティックバイオレンス（面前DV）について、警察からの通告が増加したことなどが考えられています。

このように様々な権利擁護の施策が取り組まれている中で、成年後見制度の普及や利用促進については、「地域福祉に関する意識調査」結果や、制度の利用者数を見てもさらなる取組みが必要な状況となっています。

施策の方向性

高齢者や障がいのある方および子どもの権利擁護を図るためには、虐待防止に関する啓発活動や成年後見制度の適切な活用などが必要なことから、その対応に向けた施策に取り組めます。

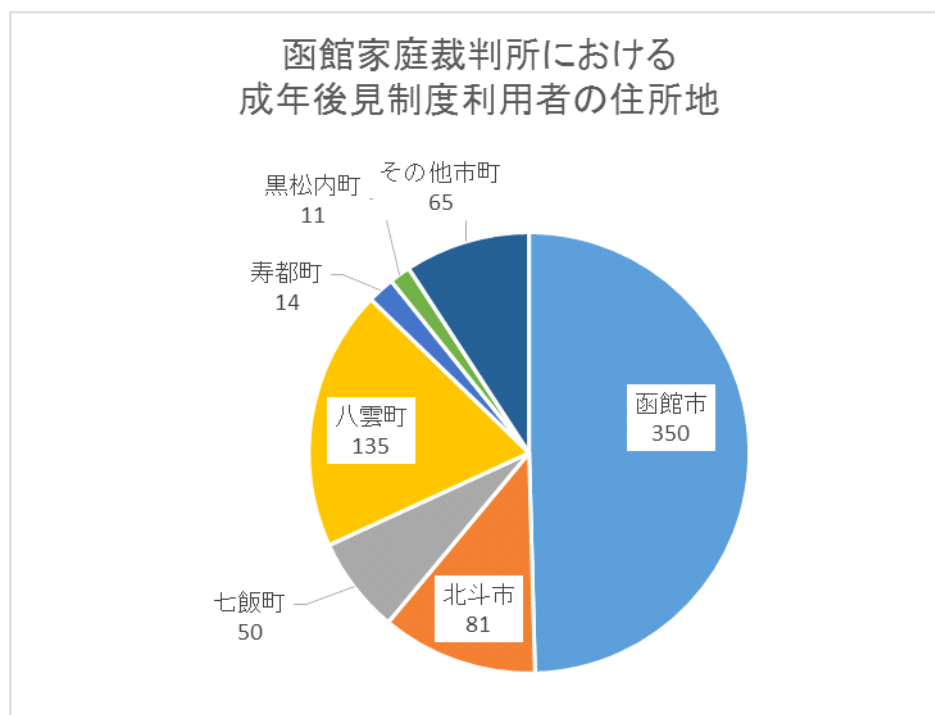
○虐待の防止

高齢者や障がいのある方および子どもに対する虐待防止の啓発活動および虐待の早期発見や適切な保護・支援を行うための連携体制の強化に取り組めます。

○成年後見制度の普及・啓発および利用促進

本市における「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見センターを中核機関に指定し関係機関による連携体制を構築するなど体制強化を図ります。

(人)



【資料】函館家庭

裁判所（2018.6.20現在）

成年被後見人が実際に居住している場所（施設，病院等含む）を基準としているため，住民票上の住所とは一致しない。

函館市成年後見制度利用促進基本計画

この項目を，「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく，市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け，以下の施策に取り組めます。

1 地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ，親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり，適切に必要な支援につなげるためのしくみです。

地域連携ネットワークにおける個別の協力活動のほか，ケース会議の開催など，多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりをめざします。

（1）中核機関

本計画において「函館市成年後見センター」を地域連携ネットワークに必要な関係する団体等とのコーディネートを行う中核機関に位置付けます。

(2) 地域連携ネットワークおよび中核機関の役割これらの機関は以下の5つの役割を担います。

広 報	成年後見制度や権利擁護事業の普及・啓発を行います。制度の周知を図ることで、適時・適切な支援につながることを期待できます。
相 談	専門職団体や地域包括支援センター、医療・介護関係者、障害者相談支援事業所と連携し、制度に関する相談体制を整え、相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。
利用促進	市民後見人の育成および受任調整や、その後の活動支援を行います。また、必要に応じ適切な支援を行うための多職種連携の協議の場を調整します。
後見人支援	市民後見人や親族後見人からの相談に応じるとともに、専門的知見が必要なケースについて専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催などを行います。
不正防止	後見人等に対する相談・支援体制を整えることで、後見人等の孤立化や不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。

2 市民後見人の育成・活動の推進

身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人の育成に継続して取組み、その後の活動の支援および活用の推進を図ります。

3 函館市成年後見センターの機能強化

権利擁護に関する相談・対応，成年後見制度の周知・啓発，申立てに係る手続支援，親族後見人に対する相談支援，市民後見人の育成・支援を推進するとともに，地域連携ネットワークの中核機関として関係団体等のコーディネーターとしての役割を担うなど，成年後見制度に関するワンストップ窓口としての機能強化を図ります。

4 成年後見制度の利用支援

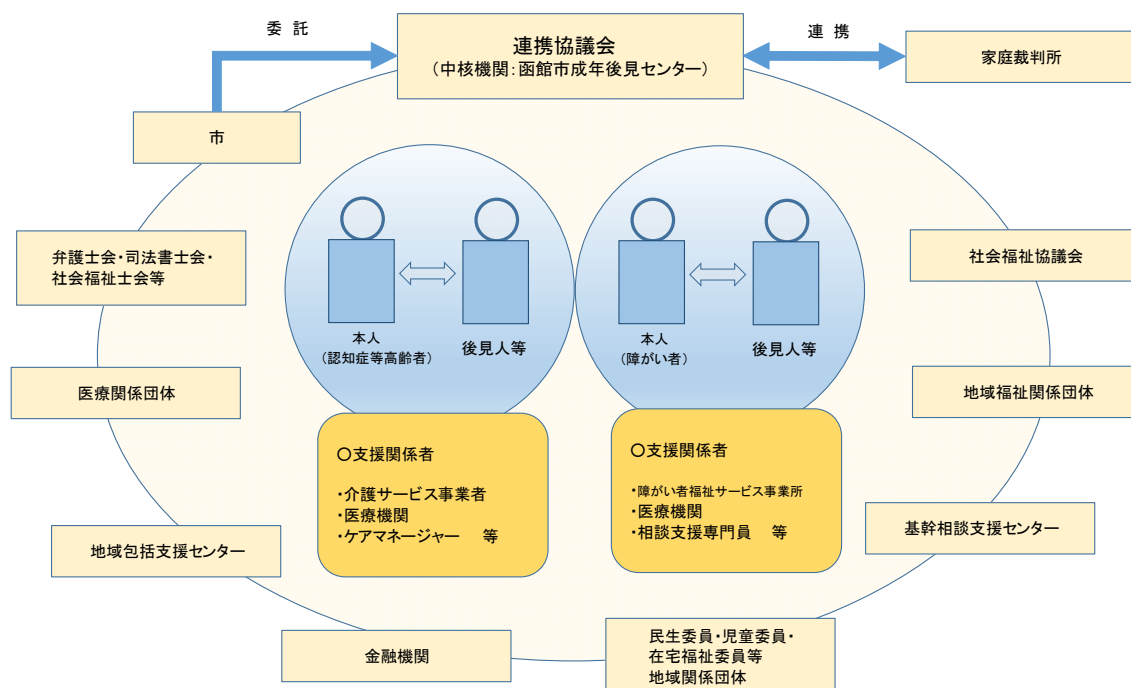
(1) 市長申立て

判断能力が十分でない方が後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず，本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合，調査のうえ市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

(2) 費用助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、申立費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

地域連携ネットワークのイメージ



基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

基本施策 2-3 適切なサービスの提供

現状と課題

誰もが地域で安心して暮らすためには、行政、社会福祉協議会、地域住民等がそれぞれの役割を理解し連携を図りながら、福祉サービスを必要とする人に適時・適切なサービス提供できる環境を整えることが必要です。

しかし、地域には、何らかの福祉サービスを必要としながらも、社会からの孤立などにより自ら声を上げることができない人や、情報が得られないことでサービスの存在を知らない人などがいます。

このような人たちと必要な福祉サービスをつなげるためには、地域住民等の日常からの見守りや支えあい、また民生委員・児童委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会などによる早期のアウトリーチによる支援が必要となるほか、福祉サービス利用者の権利や利益を擁護するための仕組みも重要となります。

※アウトリーチとは

援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公的機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

施策の方向性

必要があるにも関わらず、何らかの理由により福祉サービスの利用につながらない人にサービスを提供することやサービス利用者の権利等の擁護を図るための施策に取り組みます。

○要支援者の早期発見・早期対応

社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障害者相談員、地域包括支援センターなどの連携を通じて、福祉サービスを必要とする人の早期発見から適切な対応につなげるよう引き続き努めるとともに、出前講座やリーフレットの配布等を通じて地域における見守り活動の重要性についての普及・啓発や、くらしのサポーターや認知症サポーターの養成を継続しながら地域の見守りや支えあいの体制強化を図ります。

○適切なサービス提供

福祉関係事業者等に対する指導監査体制の強化に努めるとともに、サービス提供に係る苦情については、本市の福祉サービス苦情処理制度において、公正な第三者機関を設置し解決を図ることにより利用者の権利擁護やサービスの質の向上を図ります。

地域福祉推進におけるそれぞれの役割

改正された社会福祉法（平成30年4月1日施行）では、地域住民，社会福祉法人，社会福祉協議会，行政の役割が明確にされ，それぞれが連携し地域福祉の推進を図ることとされています。

○地域住民の役割

すべての住民がお互いの多様性を認めあいながら，地域生活課題に対し「我が事」として捉え，ボランティアや地域活動へ自らの意思で積極的に参加し，地域福祉推進の担い手として活動することが期待されます。

○社会福祉法人の役割

これまで培ったノウハウを活かして，地域福祉サービスの拠点としての役割を果たすと同時に，事業継続に必要な額を上回る財産額を有する場合は，社会福祉充実計画（※1）を策定し，地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ，蓄積された専門性や地域の関係者とのネットワークを活かしながら，社会福祉事業や地域公益事業（※2）などに，計画的かつ有効に再投下することにより，積極的に地域に貢献していくことが期待されます。

※1 社会福祉充実計画とは，社会福祉法人が保有する財産のうち，事業継続に必要な額を控除してもなお一定の財産が生じる場合に，その財産（社会福祉充実資産）を明らかにした上で，これを財源として，既存の社会福祉事業や公益事業の充実または新規事業の実施をするために，社会福祉法人自らが策定する計画。

※2 地域公益事業とは，「社会福祉充実財産」を活用して行う事業であって，公益事業のうち，日常生活または社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し，無料または低額な料金で，その需要に応じた福祉サービスを提供するもの。

○社会福祉協議会の役割

地域福祉推進の中心的な役割を担っており，地域福祉活動への住民参加の促進や活動支援，ボランティアや福祉人材の育成，団体等のネットワークの構築，地域生活課題の解決に向けた事業の実施など多岐にわたる活動が期待されます。

○行政の役割

行政は住民の福祉を最終的に担保する主体として，公的な福祉サービスを適切に運営し，必要なサービスを住民に提供することや，住民や団体の地域福祉活動を支援し，地域福祉を推進するための環境や基盤整備に取り組みます。

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

基本施策 2-4 生活困窮世帯への支援

現状と課題

近年、失業、疾病、引きこもり、家族の介護などをきっかけに生活困窮に陥る人が増加し、そのことで自らの自信を失い社会とのつながりも弱まり社会的な孤立につながる人も増えています。

本市でも生活保護の受給者数が全国、全道を上回る数値で推移していることから、そこに至る前の段階からの支援が必要となっていました。

このような状況の中、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い本市では、経済的な困窮や社会的な孤立により、今後の生活に不安を感じる方の相談窓口を設置し、生活保護に至る前の方々を対象に、庁内関係部局や関係機関と連携し経済的・社会的な自立に向けた相談援助を主とした支援を行っています。

行政で把握が困難な対象者情報については、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の地域ネットワークや地域によるインフォーマルな見守り活動等と連携して早期把握に努める必要があります。また、相談者は失業、疾病、高齢、障がい、多重債務、引きこもりなどの課題を複合的に抱えている場合があるので多機関の連携による協力体制の構築がより重要となっています。

◇自立支援支援事業の新規相談件数

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件 数	277件	175件	235件

◇支援プラン作成件数

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件 数	30件	27件	37件

◇就職決定者数（プランを作成せず支援に関わった方を含む）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人 数	17名	18名	20名

施策の方向性

経済的な困窮や社会的な孤立など、生活困窮に陥る要因は様々であり、誰もがそのような状況に陥る可能性があります。そのため、本市では引き続き関係機関との連携を図りながら制度の適切な運営に努めます。

○生活困窮者自立支援法に基づく支援

・自立相談支援事業

相談支援員が相談内容に基づき、問題点を整理しながら、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、就労支援や各種制度の活用について支援を行います。

・住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれがある方を対象として、就職活動を行うことや、収入および資産が一定基準未満であることを条件に、一定期間定められた金額以内で家賃相当額を支給します。

・就労準備支援事業

「働いたことがなく不安がある」、「他の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方を対象に、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会（体験）の提供を行います。

・子どもの学習支援事業

経済的な事情により塾などに通えない生活困窮者世帯の中学生を対象に、高校受験のための進学支援や学校の勉強の復習、学び直しのための学習支援等を実施するほか、子どもが安心して通える居場所の提供を行います。

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

基本施策 2-5 自殺防止のための対策

現状と課題

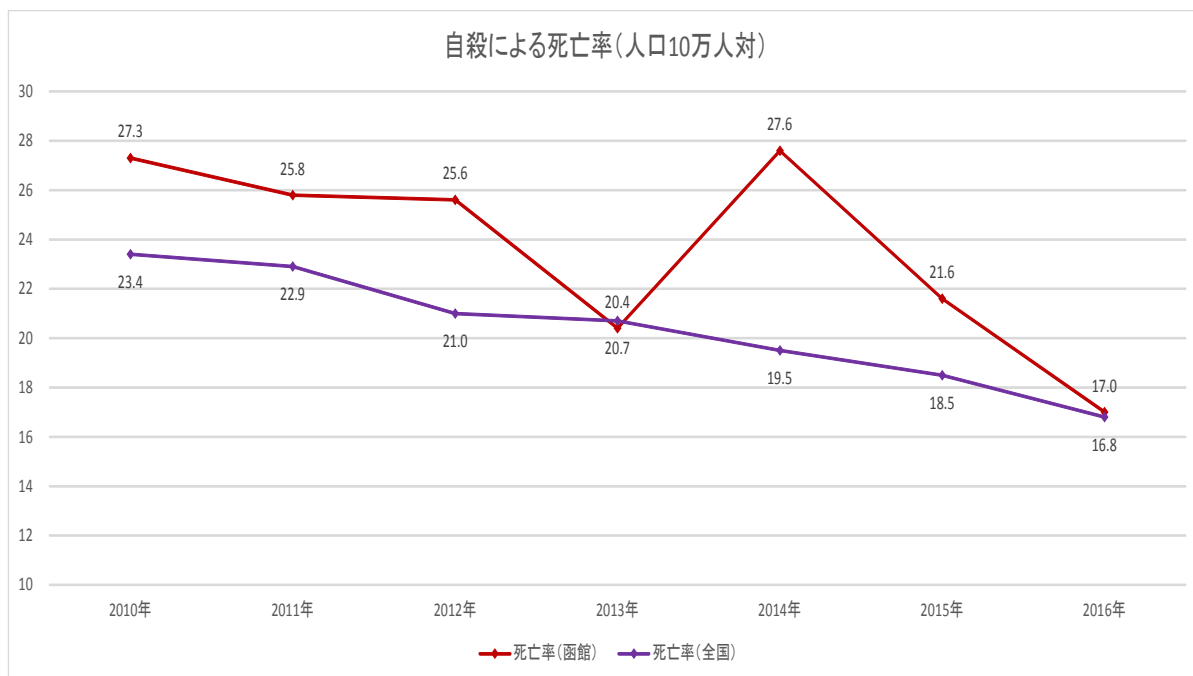
本市における自殺者数は全国より高い割合で推移していますが、近年はその差が小さくなっています。

自殺は、様々な悩みが原因で心理的に耐え難い状態にまで追いつめられた末の死であると考えられています。

自殺者数は減少傾向にあり、特に中高年男性や高齢者の自殺率は低下してきていますが、一方で20歳未満の自殺率はおおむね横ばいとなっているほか、20～30代の死因の第一位は自殺であり、自殺死亡率も他の世代と比べて減少率が低い状況です。

原因となる様々な問題が深刻化する前の早期発見が可能な地域づくりや誰もが立ち寄れる居場所づくりなど、複合的課題にも対応できる地域ネットワークの構築が重要となります。

(人)



【資料】函館市

施策の方向性

本市では、平成30年度に「いのち支える函館市自殺対策行動計画」を策定し、その中で3つの重点施策を設けていますが、今後はそれらの対策の推進に取り組めます。

○高齢者の自殺対策の推進

- ・ 高齢者の支援に関する啓発の推進
- ・ 高齢者や介護者の見守りとつなぎ
- ・ 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進
- ・ 高齢者を支援する家族等への支援の提供

○生活支援と自殺対策の連動

- ・ 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化およびそのために必要な人材の育成
- ・ 必要な支援を得られていない等、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取組みの強化
- ・ 多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」のための基盤整備

○勤務問題にかかわる自殺対策の推進

- ・ 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の整備
- ・ 勤務問題の現状や対策についての周知・啓発活動の強化
- ・ 健康経営（※1）に資する取組みの推進

（※1）社員の健康づくりを経営課題として捉え、社員の健康増進に努めることによって、医療費を減らすだけでなく、労働生産性を向上させ、企業価値の向上にもつなげようとする経営手法。

- ・ 若年労働者の職場定着率の向上に向けた取組みの推進

基本目標3 誰もが参加できる地域づくり

基本施策 3-1 地域福祉に対する意識の醸成

現状と課題

地域福祉活動とは、ボランティアとしてイベントに参加することだけではなく、例えば、日々の挨拶等によるつながりや、隣近所に住んでいる単身高齢者等の様子を気にかけること、また隣近所の雪かきやゴミ出しの手伝いなどは、身近で取り組める大切な地域福祉活動です。

このような活動をきっかけとして、様々な地域生活課題の解決に向けた主体的な取り組みを、「支え手」「受け手」という関係を超えて行っていくことが地域福祉の推進につながります。

地域福祉懇談会では、地域での交流や支えあいの不足、社会環境の変化による近隣住民同士のつながりの希薄化、若い世代に地域福祉活動へ参加してほしいなどの意見が出され、「地域福祉に関する意識調査」結果では、ボランティアや地域活動への参加について、若い世代ほど参加する割合が減少していることから、より一層の意識の醸成が求められています。

施策の方向性

本市では、地域住民等が主体となったサロン活動や子ども食堂などの地域福祉活動は増えてきており、一定程度意識の醸成は図られていると考えられますが、若い世代を中心にさらなる意識の醸成が求められることから、引き続き啓発に取り組みます。

○地域住民に対する意識の啓発

子どもや若い世代に「地域福祉」という考え方が浸透するよう小・中学校との連携による福祉教育の実施、また、出前講座や地域福祉懇談会では、広く地域住民へ地域福祉の必要性や活動事例の紹介などに努めるとともに、福祉のまちづくり条例啓発パネル展や地域住民にとって身近な広報紙である「市政はこだて」などを活用し地域福祉に対する意識の醸成を図ります。

○障がいに対する理解

地域社会において障がいに対する理解を深めるため、ノーマライゼーション推進事業やふれあい交流事業の実施、福祉副読本の活用などを通じて意識の醸成を図り、誰もが地域福祉活動に参加できる地域づくりを進めます。

基本目標3 誰もが参加できる地域づくり

基本施策 3-2 新たな人材の養成

現状と課題

地域生活課題が多様化し、支援を必要とする方が増加する中で、地域の中で主体的に活動する住民や多様な支援ニーズに対応できる人材が求められていますが、現在、地域福祉活動の中核を担っている町会役員、民生委員・児童委員、在宅福祉委員などは、高齢化や他の役割との兼務などによって負担が増加しています。

継続的な地域福祉活動のためには、住民自らも「サービスの担い手」としての意識を高め、主体的に活動するとともに、その地域の実情を理解している人材が中核として活躍することが重要となります。

また、担い手として活躍するためには、こころと身体の健康づくりが重要になることから、日常生活の中での健康管理や介護予防などの取組みが必要となっています。

施策の方向性

主体的に活動する地域住民を増やしながら課題やニーズを掘り起こし、新たな活動に結び付けることができる中核的な役割を担う人材が求められていることから、次の施策に取り組みます。

○誰もが積極的に地域福祉活動に参加できるようなきっかけ・仕組みづくりを検討することや、地域福祉懇談会の開催による地域住民の意識向上を図るとともに、くらしのサポーターや認知症サポーターの養成、介護支援ボランティアポイント事業などを通して主体的に活動する人材の養成を進めます。

○地域福祉活動の中核となる担い手の養成

社会福祉協議会と連携を図り、くらしのサポーターの養成を通じて、地域福祉活動の中核を担える人材を養成するほか、地域での介護予防活動の運営に参画が期待できる介護予防体操リーダーの養成に努めます。

○日常生活の中での健康管理や介護予防

「健康はこだて21」においては、各ライフステージごとの健康目標を設定し、特に65歳以上では、ボランティアなどの社会活動に積極的に参加できる身体とこころを保つことを目指していることから、特定保健指導による生活習慣病の改善や禁煙・飲酒などの指導などに取り組みます。

また、介護予防の普及・啓発における介護予防教室の開催や介護支援ボランティアポイント事業など、高齢者の積極的な社会参加を支援しながら新たな担い手の確保に努めます。

基本目標3 誰もが参加できる地域づくり

基本施策 3-3 積極的な情報発信

現状と課題

「地域福祉に関する意識調査」結果からは、多くの方がボランティアや地域活動に関心を持っていることがわかります。

一方で、関心がありながら参加しない理由としては、「時間的な余裕がないから」が最も多く、次いで「活動に関する知識や情報がないから」や「始めるきっかけがないから」となっているほか、企業からの回答でも、地域貢献活動に必要な方策として、「活動する際に必要な手法などの情報提供の充実」を挙げている企業が最も多くなっています。

また、調査結果の自由記述や地域福祉懇談会で出された意見でも、地域福祉活動や関連する法律・制度等に関する積極的な情報提供を求める声が多く挙げられていることから、誰もが地域福祉活動に興味を持ち、参加できるような情報発信の仕組みづくりが必要となります。

施策の方向性

世代や環境によって情報を入手する方法が多様化してきているなか、あらゆる地域住民に情報を提供するためには、一つの情報を複数の方法で発信する必要があることから、より積極的な情報発信に努めます。

○情報提供ツールの効果的な活用

地域福祉の理念を、広報紙「市政はこだて」や「出前講座」を積極的に活用することで地域住民に対しわかりやすく周知・啓発するとともに、市のホームページやSNSなど多様な媒体の効果的な活用方法を検討し、さらに提供する情報の充実を図ることにより、必要とする情報を誰もが簡単に入手でき、多くの地域住民等が地域福祉活動に参加できる環境の整備に努めます。

○地域福祉活動の担い手による情報発信

地域住民等が集う拠点において、自身の経験や情報を直接発信することにより、地域福祉活動を身近なものとして捉え、参加を促す方法を検討します。

あとがき

本計画は、基本理念として「**みんなで創る地域共生社会**」を掲げ、その実現のための3つの基本目標を定め、その目標に基づいた施策の展開を進めていくものですが、地域全体への理念の浸透には多くの時間がかかることから計画期間を10年としました。

このため、計画期間の中間年には、関連施策の実施状況などを確認しながら、後期における計画推進への参考とするための評価を行うこととします。

なお、評価にあたっては、社会情勢の変化やその他の状況を踏まえ総合的に判断するものとします。

計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成30年 4月 1日	○「函館市地域福祉計画策定委員会」設置
5月15日	○第1回 函館市地域福祉計画策定委員会開催 1 委員長および福祉員長の選出について 2 第4次函館市地域福祉計画策定スケジュールについて 3 地域福祉計画策定のガイドラインについて 4 地域福祉に関する意識調査（案）について
5月～7月 地域福祉に関する意識調査実施	
7月26日	○第2回 函館市地域福祉計画策定委員会開催 1 第4次函館市地域福祉計画策定に向けた課題について 2 第4次函館市地域福祉計画への成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の記載について
9月20日	○第3回 函館市地域福祉計画策定委員会開催 1 第4次函館市地域福祉計画へ記載する基本的事項について ①計画策定の趣旨等について ②地域福祉計画の基本理念および基本目標等について
10月24日	○第4回 函館市地域福祉計画策定委員会開催
11月15日	○第5回 函館市地域福祉計画策定委員会開催
	○政策会議に計画（素案）の報告，協議
	○計画（案）に対するパブリックコメント（意見公募）の実施（配布先・・・ 月 日まで）
	○市議会民生常任委員会に計画（案）の報告，協議
	○第4次函館市地域福祉計画の決定

函館市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定にあたり、市民の意見等を反映させるため、函館市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 策定委員会は、誰もが住み慣れた地域において自立した生活が送られるよう、社会福祉を取りまく様々な環境の変化に対応した地域福祉の推進を図るため、福祉および教育等関係者ならびに市民の参画のもとに幅広い視点から協議を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に係る調査研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他地域福祉計画に関し必要な事項

(組織)

第4条 策定委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、地域福祉に関し見識を有する者のうちから市長が指定する。
2 委員のうち1人は、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第6条 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

(委員長および副委員長)

第7条 策定委員会に委員長1人および副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、策定委員会の会議の議長となる。

3 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、保健福祉部地域福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

函館市地域福祉計画策定委員会委員名簿（五十音順，敬称略）

氏名	所属
〔委員長〕 池田 延己	学校法人函館大妻学園
石田 由恵	函館保育協会
越橋 理恵	一般公募
岡 真行	函館地区保護司会
奥野 秀雄	社会福祉法人函館市社会福祉協議会
川口 英孝	函館市町会連合会
木田 祥平	北海道社会福祉士会道南地区支部
木村 一雄	函館私立幼稚園協会
木村 祥世	NPO法人函館市青年サークル協議会
小杉 あゆみ	函館市包括支援センター連絡協議会
櫻田 なおみ	函館市地域障害者自立支援協議会
佐藤 章二	函館社会福祉施設連盟
外崎 紅馬	国立大学法人北海道教育大学函館校
野村 俊幸	一般財団法人北海道国際交流センター
濱谷 操	函館市中学校長会
船橋 優子	函館市民生児童委員連合会
〔副委員長〕 松田 由美子	函館市ボランティア連絡協議会
宮崎 公彦	在宅福祉委員会
宗像 英明	函館市小学校長会